

自由論題

在日コリアンに関する社会運動における「支援／被支援」関係再考——朝鮮学校支援を中心に

金裕賢（大阪公立大学大学院）

キーワード：朝鮮学校支援、地域性、在日コリアンに関する社会運動、「支援／被支援」関係

■問題の所在

本報告は、朝鮮学校に対する支援活動を事例に、在日コリアンに関する社会運動における「支援／被支援」の関係性を再考するものである。朝鮮学校は、日本の敗戦および植民地支配からの解放直後から現在に至るまで、朝鮮の歴史や文化、言葉を学ぶ教育機関として運営されてきた。ただし、一般的な公立・私立学校に該当する「第一条校」とは異なり、「自動車学校」や「料理学校」等と同様に、「各種学校」に分類されている。近年では、児童・生徒数の減少に加え、日本各地の自治体による公的支援の打ち切り・大幅減額、さらにはヘイトスピーチの増加等を背景に、学校運営は極めて困難な状況に置かれている。こうしたなか、地域で自発的に結成された学校単位の支援団体は、経済的支援や地域社会と学校の交流等、積極的に活動を展開している。現在、日本全国に 50 団体の支援団体が存在する（佐野 2024）

本報告では、在日コリアンに関する社会運動を概観したうえで、日本最大の在日コリアン集住地域である大阪府下の朝鮮初級学校と支援団体を事例に、日本の地域社会との関係性のなかで捉え直すことにより、地域社会における多文化共生の実践と葛藤を学術的に明らかにする。マジョリティとマイノリティの間の支援／被支援関係のなかに内在する権力関係を精緻に分析することで、支援活動のダイナミズムと複雑性を解明する。朝鮮学校に関する第一次・二次資料やフィールドワークで得られた知見をもとに、支援活動の「多様な担い手」に焦点を当てる。

■朝鮮学校に関する先行研究

朝鮮学校に関する先行研究は、①歴史・社会構造に焦点を当てた研究、②朝鮮学校関係者の内面世界に関する質的研究に大別される。

①の研究は、日本の教育が持つ「同化教育」的性格を告発・批判し、在日朝鮮人の民族教育、とりわけ朝鮮学校を朝鮮人としての民族的自覚をもたせる教育であるとして評価するもの（小沢 1978）、1945 年から 72 年までの朝鮮学校を網羅的に概説したもの（金徳龍 2004）、1950 年代から 60 年代にかけての朝鮮学校史に着目し、「朝鮮学校教育は、在日朝鮮人の歴史的課題としての未完の脱植民地化への取り組み」であると評価するもの（呉永鎬 2019）、1945 年から 55 年までの在日本朝鮮人連盟による、在日朝鮮人教育行政の展開過程を検討するもの（松下 2020）等があげられる。これらの研究では、学校に関する貴重な資料を用いたうえで、学校設立の意義について強調している。

次に、②朝鮮学校関係者の内面世界に関する質的研究は、韓東賢(2006)、宋基燦(2012)、金汝卿(2020)、山本(2022)といったものが挙げられる。①のような研究では、学校を取り巻く差別問題や制度的排除、あるいは権利闘争と関連付けされながら描かれることが多く、抽象的な議論に陥りがちであった。②のような研究の登場により、学校のアクターである生徒や保護者、関係者に焦点が当てられ、より微細かつ多様な側面からの朝鮮学校研究が可能になった。

①と②といった先行研究には、次のような意義と課題が看守される。まず、意義だが、日本の社会、そして教育のなかでも周縁部に追いやられている朝鮮学校を、在日朝鮮人史研究や教育学の一研究分野として確立することに貢献した。しかし、これらの研究は、一つの研究分野としての「朝鮮学校」が意識・強調されるあまり、地域社会との関係性や日本人住民との対立や交流といった側面は十分に検討されておらず、地域ごとの社会・歴史的背景が十分に検討されていない。

そこで、本報告では、地域性と学校を接続することを目指す。杉原達([1998] 2023)と伊地知紀子(2023)による在阪朝鮮人の研究は、大阪の地域史とそこに住まう在日朝鮮人を接続することを目指したものである。統廃合による移転はあるものの、ほぼすべての学校が、半世紀以上一つの地域に根ざして存続しているという点を踏まえると、学校の地域性を考察することは不可欠である。すなわち、トランスナショナルな政治経済世界だけでなく、ローカルな文脈のなかに朝鮮学校を捉える必要性が求められているのである。

■朝鮮学校支援に関する先行研究と課題

朝鮮学校への支援に関する研究は、支援に参加する当事者自身による会報や記録を除けば極めて限られており、ほとんどは朝鮮学校支援の概要(佐野 2024)にとどまっている。これらの研究では、「支援する日本人／支援を受ける朝鮮学校」という固定的な二分法が適用されており、交流や支援の過程で生じる葛藤や、実際に人びとの間で展開される複雑かつ動態的な関係性が捉えきれていない。一方で、ローカルな問題に取り組む在日朝鮮人と日本人の共同性に着目した研究(山本 2022、全 2022)は一定数存在するものの、それらもなおエスニシティや立場の記述にとどまり、支援者・被支援者間の活動や具体的な実践、その背景にある経験や認識までは十分に分析されていない。

■在日コリアンに関する社会運動における朝鮮学校支援

在日コリアンに関する社会運動は、植民地期から現在にかけて、さまざまな形で展開されてきた。詳細については本報告に譲るが、これらの運動は日本社会のなかで周縁に置かれ、日本の運動家や研究者からも一部を除き「日本の社会運動」として認識されることはなかった。また、在日コリアン自身も、この運動を「日本の社会運動」と位置づけることはなかった。山本は、多文化共生言説を整理するなかで、1980 年半ばからの政府の多文化共生政策を経由して、日本人／外国人という二項対立的な構図が運動体や行政、ホスト社会全体に広く共有されるようになったと指摘している。さらに、このような視点が外国人の権利獲得を目的とした支援活動や運動において一定の役割を果たした一方で、「単一民族」言説への対抗や、排他性の克服に向けて「日本人」内部の変容を促すものとはならなかったと述べている(山本 2024)。また、柏崎は、日本の「多文化共生」言説には「日本人／外国人」の二分法が反映され、移民・外国人支援運動においては「外国人」の権利擁護が中心的であるように、「外国人」カテゴリーが強調されており、移民が「日本人」という「国民」として統合される回路を避ける傾向があると指摘している(柏崎 2010)。

この結果、朝鮮学校支援を含む在日コリアンに関する社会運動は、支援活動の「担い手」の年齢層、職業、エスニシティ、ジェンダーといった背景や経験が十分に考慮されず、結果として「支援／被支援」の関係性が固定的に描かれてきた。本報告では、これらの多様な人びとの

存在を析出することにより、在日コリアンに関する社会運動での支援活動の実像をより包括的かつ動態的に提示する。

■大阪府下における朝鮮学校への支援活動

2025年現在、大阪府下には4つの初級学校(小学校)とその附属幼稚班(幼稚園)、および1つの中高級学校(中学校・高校)が存在する。報告者は、そのうち1つの初級学校・附属幼稚班でフィールドワークを実施してきた。具体的には、納涼祭、バザー、公開授業等の学校主催行事や、支援団体が主催する給食や総会等への参加が挙げられる。また、通常の授業日にも訪問し、児学校関係者との交流も行った。本報告では、フィールドワークを通じて得られたデータをもとに、学校の雰囲気や学校関係者たちの実践、支援団体の活動内容および学校との関係性を、より包括的・多層的に提示する。

■参考文献

- 伊地知紀子, 2023「大阪地域史研究と在日朝鮮人—『在阪朝鮮人史』を『住民史』に接続する」『ヒストリア』300: 271-291
- 小沢有作, 1973『在日朝鮮人教育論 歴史篇』亜紀書房
- 呉永鎬, 2019『朝鮮学校の教育史—脱植民地化への闘争と創造』明石書店
- 柏崎千佳子, 2010「日本のトランスナショナリズムの位相—〈多文化共生〉言説再考」渡戸一郎・井沢泰樹編『多民族化社会・日本—〈多文化共生〉の社会的リアリティを問い直す』237-255
- 金徳龍, 2004『朝鮮学校の戦後史—1945-1972 増補改訂版』社会評論社
- 金汝卿, 2020「民族教育の『母』であること—朝鮮学校のオモニ会にみられる女性の〈生きる方法〉」『ソシオロジ』65 (1): 23-39
- 佐野通夫, 2024「朝鮮学校交流・支援—NGO 第一回国際連帯ハンマダン『一緒に行きましょう』」『海峡』31: 109-115
- 全ウンフィ, 2022「地続きの朝鮮に出会う—ウトロ地区と向き合った京都府南部地域の市民運動の軌跡」『社会運動史研究』4: 89-109
- 杉原達, [1998]2023『越境する民—近代大阪の朝鮮人史』岩波書店
- 宋基燦, 2012『「語られないもの」としての朝鮮学校—在日民族教育とアイデンティティ・ポリティクス』岩波書店
- 韓東賢, 2006『チマ・チョゴリ制服の生活誌—その誕生と朝鮮学校の女性たち』双風舎
- 山本かほり, 2022『在日朝鮮人を生きる—〈祖国〉〈民族〉そして日本社会の眼差しの中で』三一書房
- 山本崇記, 2022『差別研究の現代的展開—理論・規制・回復をめぐる社会学』日本評論社
- 山本直子, 2024『「多文化共生」言説を問い直す—日系ブラジル人第二世代・支援の功罪・主体的な社会編入』明石書店

韓国系ニューカマー第二世代 における「個人志向」の検討

京都大学文学研究科博士後期課程2年
韓 在賢/JAEHYUN HAN /한 재현

本報告の目的

- 報告者のこれまでの調査において、ニューカマー第二世代の中には、「ルーツ」に対して無関心になることが可能となった人々が見られた。そこに、福岡(1993)の提示した「個人志向」との類似性を感じた。そもそも、第二世代と第三世代を比較することは良くないことかもしれないが、「個人志向」を検討することで、現代社会における「民族」と「個人（能力）」の関係性について考えたい。

「ニューカマー第二世代」とは

- 「親の少なくとも1人が1970年代後半(もしくは1980年代)以降に来日した外国籍の子どもたち」
 - 日本の研究では中国(中国帰国者, 留学生)/ブラジル(日系, 低賃金労働)/フィリピン(日比ハーフ, 片親)/ベトナム(難民)が特に目立つ。
- 世代の分け方 (三浦 (2013), Rumbaut (2002), 清水ほか(2021)を参考)
 - 親が両方外国人で外国生まれ, 日本に移動した経験を持つ場合 = **1.5世**
 - 親が両方外国人で日本生まれ, 日本育ちの場合 = **2.0世**
 - 親が片方外国人で片方日本人, 日本生まれ育ちの場合 = **2.5世**
 - 親が片方外国人で片方日本人, 外国生まれで 日本に移動した経験を持つ場合 = **1.5世**

韓国系ニューカマー (第二世代)

- 韓国籍の永住者：75000人程度 (出入国在留管理庁 2024)
 - 中国、フィリピン、ブラジルに次ぐ4番目に大きい永住外国人集団
- 1983年「留学生10万人計画」で留学生、1990年代初めには在日駐在員とその子女、2000年前後にはIT人材など「高学歴層」の流入も見られる集団
- 特に2000年代前後に見られる韓国のIT産業とエンタメ産業の発展により、韓国から日本への移動が日本優位の縦方向から**水平な横方向**へと変化 (駒井・小林 編 2000)
- 「教育熱心」であり、第二世代の「大学進学は当然の進路」と捉えられている (志水・清水編 2006)
- オールドカマーがマジョリティ→「見えないマイノリティ」 (今里 2019)

在日コリアン3世のアイデンティティ

「**個人志向**」＝民族や国籍を業績主義（アメリカへの留学や日本の“一流大学”“一流企業”への進学）で乗り越える。自分の能力に一定の自信を持って育ったために、在日コリアンとして生きる上での違和感を感じたとしても、自我のトラウマにならない（福岡 1993：95-102）。

例)本名使用と国籍から在日が露呈している男性（東大法→銀行）

- ・韓国語ができなくても韓国で生活しない分には必要ないため、勉強すればできるだろうけどしない。本国の韓国人と違うのはわかるが、韓国人としての意識は強い。（福岡 1993：118）

ニューカマー第二世代の教育達成

□移民第二世代の教育問題

- ・**日本語ができない**→学校生活においても学力においても不利
- ・移民＝低階層、低賃金で不安定な就労→子どもの教育に手が回らない/不就学/教育現場からの離脱(中卒, 高校中退)

→日本人との進学格差

- ・大学進学率：2010年の国勢調査（樋口・稲葉 2018：572）
「**日本/韓国・朝鮮>中国>ベトナム>>フィリピン/ブラジル/ペルー**」

- ・韓国・朝鮮：在日コリアンが多いから（樋口・稲葉 2018：574）

→在日コリアンが減っているにもかかわらず進学率が変わっていないため、ニューカマーも高い進学率を維持していることが予想される

個人化される教育問題

□在日コリアン →民族、被差別に基づいた議論が展開されてきた

- ・「格差」ではなく「差別」のフレーム（梶田、丹野、樋口 1992:304）

□ニューカマー第二世代→文化や移民という背景による格差に基づく

- ・在日コリアンの事例(民族教育の剥奪)を考慮して、外国籍の子どもにも「日本人と同じ」**平等な教育**, 対応を前提とする

→第二世代が抱える教育問題の「**個人化**」＝構造の問題が見えなくなる(志水, 清水編 2006：76)

→「『日本語を唯一の授業言語として用い』、『差異を認めない形式的平等教育』という**日本的な教育システム**によって作り出された、『構造化された学習困難』であり『低学歴』」（宮島・太田編 2005: 67）

移民第二世代の教育達成とエスニック・アイデンティティの関連

□日本での研究

アメリカの「分節化された同化理論」に基づくが、凡エスニックなアイデンティティのあり方やエスニック・コミュニティの不在を加味する必要がある（清水ほか 2021）

🍌エスニック・アイデンティティの四類型（清水ほか 2021）

→ホスト国と出身国への文化の獲得と帰属意識に基づいたもの

- ・**ホスト国志向型**：出身国よりも日本の文化に慣れ親しみ、日本に強く帰属意識を持つ。出身国を忌避したり無関心であったりする。
メリトクラシー型→学業達成による**上昇同化** / 反学校文化型→**下降同化**
- ・**出身国志向型**：出身国の文化に慣れ親しみ、出身国に帰属意識を強く持つ。排他的な同国人コミュニティに所属することで、**親と同様の不安定就労に陥る**。→**下降同化**
- ・**ハイブリッド志向型**：両方の文化に慣れ親しみ、帰属意識を持つ。両方の資本をうまく使うアイデンティティ戦略も見られ、教育を通じた**上昇移動を試みる**。→**上昇同化・理想**
- ・**マージナル型**：両方の文化の獲得に失敗し、両方に帰属意識を持ってない。→**下降同化**

→ポルテスらの知見に加え、「構造的文化的変容」が見られた

移民第二世代の教育達成とエスニック・アイデンティティの関連

□日本での研究

アメリカの「分節化された同化理論」に基づくが、凡エスニックなアイデンティティのあり方やエスニック・コミュニティの不在を加味する必要がある（清水ほか 2021）

●エスニック・アイデンティティの四類型（清水ほか 2021）

→ホスト国と出身国への文化の獲得と帰属意識に基づいたもの

- 出身国の文化やコミュニティに傾倒しすぎることなく、日本のメリトクラティックな価値観・学校文化を内面化して、学力による上昇を図る第二世代は上昇同化できる
- マージナル型：両方の文化の獲得に失敗し、両方に帰属意識を持てない。→下降同化
→ポルテスらの知見に加え、「構造的文化的変容」が見られた

個人化する民族アイデンティティ

・井上（2016）

- これまでの在日のアイデンティティ研究は「在日のあるべき姿」を知っている者が、戦術的にそれを表明したり隠したりしている様を描いてきた（cf. 金 1998, 橋本 2010, 李 2016）が、「柔軟に選び取ることのできる『民族』の準拠点を持たずに在日コリアンとして生きている個人（井上 2016：193）」が現に存在しており、彼らの「生は『戦術的アイデンティティ』だけでは捉えきれない（前掲：193）」と指摘。
- 「在日コリアンとしての経験と解釈し意味づけるという、終わりのない、常に過程の中にある実践（前掲：204）」であり、「不可視のマイノリティであるがゆえに時に困難を伴うもの（前掲：204）」

調査概要

□生活史調査・インタビュー

- 幼稚園前, 幼稚園, 小学校, 中学校, 高校, 大学, それ以降に分けて聞きとる
- 渡韓頻度, 自己定義, 帰属意識, 配偶者選択など随時聞きとる
- 「親の少なくとも片方が1980年代以降に留学や就労を目的に来日した韓国籍である成人(18歳以上)」で「日本生まれ日本育ち」もしくは「幼少期までに日本に移動した経験のある人」を募集

*1983年「留学生10万人計画」, 「1989年海外旅行自由化(韓国)」を想定

- 筆者の数少ない知り合いを伝いながらのスノーボール形式
- 2023年5月～2024年9月に至るまで、20名に調査を行った。
- 本報告では、「ルーツ」への無関心が見られたC,E,F,Pを取り上げたい。

データ（第二世代と親：第一世代）

※年齢のイタリック体は2023年度当時の年齢
※難関の基準は関西で関関同立, 首都圏でGMARCH以上、旧帝大以上

世代	番号	年齢	性別	国籍	韓国語	民族学校	自己定義	大学
2.0	C	22	女	韓国(永住)	△	0	どちらとも言いきれない	近畿/私立大学：文系
	E	23	男	韓国(永住)	△	0	韓国人(日本への帰属強め)	近畿/難関国立大学：理系
	F	24	男	韓国(永住)	○	0	韓国人(日本への帰属強め)	東海/私立大学：医学
2.5	P	23	女	二重→日本	×	0	日本人	首都圏/私立大学：文系

中卒, 高卒, 学部卒, 修士卒, 博士卒

世代	番号	来日目的(父/母)	父職業	母職業	家族編成	家庭内言語
2.0	C	留学(大学院)	大学教員	非常勤講師	父・母・姉	親子：両方, 日本語多め
	E	留学(大学院)	韓国企業研究員(日)	韓国語講師	父・母・兄	親：韓国語, 子：日本語
	F	留学(大学院)	大学教員	非常勤講師	父・母・妹	親子ともに韓国語
2.5	P	留学(大学院)	韓国企業会社員(韓)	大学教員	父(韓国在住)・母	日本語

比較対象：言語に依存したエスニシティ

◆2.0世：Cさん(私立高→近畿/私立文系)

→韓国語があまりできないために「韓国人」と言い切れず、国籍的にも血統的にも日本人には当てはまらないのでどちらにも帰属できない。

- ニュージーランドに留学に行った時の経験

【語り1】韓国人ですって言うなら韓国語喋れて韓国語も百パーではなくてもそれなりに読めるかける聞く話ができたら韓国人って言えると思うけど、中途半端なあれ(韓国語力)で20年も日本に住んでたらそれはもう日本人って言った方が早いでしょ。

【語り2】内心、言ったらさ、話す言語が日本語だけでさ。中身は日本人ではないって思いたいよね、正直。だから毎回自分日本人って名乗った時も本当は韓国人だけどもねって言いたいけど言えないっていう。

分析：世代の違いによる語りの差異

◆1.5世：Pさん(公立高→首都圏/私立大文系→近畿圏/難関国立大学院文系)

- 2.0世であるCとは違い「日本人」として捉え(られ)ることに「じっくりくる」
- 韓国語や韓国に対する知識の少なさが気にならない

【語り3】

まず、初対面でハーブとは言わないです。(中略)韓国人のハーブですっていうと、「あ、韓国語喋れるの?」とか…「どこの?」なんか、その、韓国のことを掘られても、あんまり出てこないで、正直韓国語喋れないし、なんか、詳しいわけでもないで。ま、昔からずっと、その、あ、父親が韓国人っていうのは間違いないんですけど。だから、多分、その、「喋れるの?」みたいなのを言われるのが、ちょっと…なんか…うん、嫌ではないんですけど、ま、そう言うぐらいなら、最初から日本人って言った方が楽し。自分は結構そっちの方がじっくりくるのかなっていう。

分析：世代の違いによる語りの差異

- Pさんにとっての「韓国」＝ラッキー

→真正性を伴わない

【語り4】

むしろなんか、全然自分で選んだわけじゃないけど、韓国のルーツがあるのはラッキーみたいな感じで思ってたので、そんな悩んでとかもなかったんですけど、あまりにも、その、普段、その、普段、全然韓国っぽいことがないので、あんまり信じてもらえないみたいな時ありました。「嘘でしょ?」みたいな。自分から言うこともないし、聞かれない限り、大体友達が「え、この人、一応、P、ハーブだよ」みたいな、こう、ことを言って、「あ、そうなの?」みたいになると、あんまり、「いや、嘘でしょ?」みたいな。そういう、信じてもらえないみたいなことはありましたけど、別にそれが悩みとかは全くなかったです。

分析：達成(優位)→エスニシティの後景化

◆Fさん(中高一貫→東海/私立大医学部)

→「韓国人である(日本人ではない)」という差異が「頭の良さ」や「運動神経の良さ」、「階層の高さ」で後景化された経験

【語り5】

まあ、でも、最初に、やっぱ、小学校入ってから、サッカー始めたっていうのと、…あと、やっぱ、(学校の)成績がわかるってのが出てくるじゃん。自分がどんぐらいかわかる。それで…で、両方とも、まあまあ、良かったから…で、ま、そんな時は、そういう人に…ま、ちっちゃい子たちだから、人が集まってきてたから…普通に、友達もたくさんできてたし。韓国人でもあるから、(中略)で、多分、その、周りの学区の人たちより、あの、同い年の人たちよりは…ま、その、住んでるところとかが、ま、悪いとこじゃなかったから…うーん、そうだね…韓国…そう、だから、その、韓国語喋れるのも、なんか、「頭がいいから」みたいな感じになってた。だから、その、スタートで、なんか、小1の時にガタガタしなかったのは、そういう運動をしていたとか。…なんか、人より勉強できたりってのは…あったのかなっていう。それで、なんか逆に悪い方に目立ってなかったのが良かったのかなと。

分析：達成(優位)→エスニシティの後景化

◆ Fさん

→「学校歴」による差異を感じている（自分も含め）

【語り6】

筆者：あそこ（奨学金の集会）にいる人たちとさ、自分をまあ見比べると、そういう集団の中に入って見た時に、なんだろう、自分は違うなとか、むしろなんか親近感湧くとか、なんかそういうのってある？こう、感じ方。他の、いわゆる中学校とか高校の時の友達と比べて。

F：あー、まあなんか、その集まりの時に、大学、学校名とかを、と、名前を自己紹介の…その名札みたいに書いて話すんだけど……なんとなーくだよ？なんとなーく思ったのは、やっぱり……うーん……偏差値高いとこの大学にいる人たちは……うまく過ごしてる…感じがする。話してて。

筆者：なるほどね。

F：そう、逆に、公立や普通の高校とか中学出て…普通の大学入った人たちが…苦労してんだろうなって感じた。

分析：達成→エスニシティの後景化

◆ Eさん(中高一貫→近畿/難関国立大理系→近畿/難関国立大学院理系)

- ・「日本語が母国語の韓国人」と認識(肯定)できる

【語り6】自分の場合は、えっと、もう日本語が母国語で（中略）帰属意識としては、結構日本人的な、えっと、帰属意識があるので、もう普通に自己紹介も、えっと、[本名]ですっていう風に言ってる、えっと、まあ、最近は結構突っ込まれることも少ないんですけど、もし、「名前が変わってるね」とか、「あの一、韓国の方ですか？」とかいう風に聞かれたら「はい、韓国人です」という風に返しております。

【語り7】それ（日本と韓国への複雑な帰属）が受け入れられる環境だったのかなんのかはよくわからないんですけど、要因というか、ま、一方で、すごいアイデンティティで、なんか悩んでる人もいるし、みたいな。やっぱ、環境が、あの一もう、なんか、わ、悪いっていう言い方をすると、環境が少し違ったりすると、その辺をしっかりと、考えなきゃいけないような環境にあったかもしれないんですけど、自分も、あの一、自分の、なんかこう、生きてきた条件の中では、そういったことを考える条件ではなかったって感じですかね。

分析：言語に依存しないエスニシティ

◆ Eさん：「韓国語が下手」でも「韓国人」と言える

【語り8】

いや、もう純粋に自分で勉強してないし、あの、家族とも別に韓国語で話せば上達すると思うんですけど、それをしてないの、まー、それは、あの「話すのはこんなもんだろう」みたいなところですね。（中略）あの、あまりに話さないから、自分がたまに話したりすると、結構間違ってるから、（母親が）それだったら、「勉強すればいいのに」みたいな感じのことをふらっと言う感じですけど。ま、でも「韓国語使わないよね、ふんっ」みたいな感じなので、ふらっとなって感じですかね。

- ・韓国語の勉強をしない選択＝自分が「韓国人である」ことに関して韓国語があまり重要でない
 - ・日本人でも難しい学校歴の達成＝周りから評価されやすいステータスと自分が捉えられないとしても、不当に差別されることは少ないと考えられる
- 民族や国籍を業績主義で乗り越える個人志向（福岡 1993:95-102）に通ずる？

考察・結論

□第二世代は、比較的韓国語が継承されているケースが多い。しかし、満足のいく言語習得ができなかった場合には**スティグマ**となりうる可能性もある(C)。

→日本との「ハーフ」であることで、「韓国」から距離を取ることができる(P)

→日本での「達成」（＝学校歴）によってカバーされる可能性が見出される(E,F)

→むしろ、社会的評価としてわかりやすい「学校歴」があるからこそ、日本社会において「韓国人」と自認でき、他者にも名乗りやすいのではないかと

＝在日3世の「個人志向」に類似

→「型破りな行為が許されるのはすでに高いステータスを持つ者のみ」（Marx 2022=2024: 93)

考察・結論

□業績主義により民族や国籍を乗り越えられることをどのように評価するべきか？

→言語に左右されることのないエスニック・アイデンティティが形成されるというべきか。

→高い学校歴や職歴が得られることができれば、私たちはアイデンティティの揺らぎを超えられるのか？（部分的にそうだけれども、全てが解決するわけではない）

= 井上(2016)の指摘「終わることのない実践」

→グローバル化、競争社会といった背景が、民族、エスニシティといった部分にまで侵食していると言えるのではないか？

参考文献

- ・ 梶田孝道, 丹野清人, 樋口直人, 2005, 『顔の見えない定住化』名古屋出版大学.
- ・ 樋口直人, 稲葉奈々子, 2018, 『間隙を縫う—ニューカマー二世代の大学進学』『社会学評論』68(4): 567-583.
- ・ 一一一編, 2023, 『ニューカマーの世代交代: 日本における移民2世の時代』明石書店.
- ・ 福岡安則, 1993, 『在日韓国・朝鮮人: 若い世代のアイデンティティ』中央公論新社.
- ・ 今里基, 2019, 『帰属するエスニシティを徹底化しない戦術』の考察—日本在住韓国系ニューカマー二世代の事例から『立命館人間科学研究』38: 15-29.
- ・ 井上恵子, 2016, 『経験のない『民族』を生きたということ—在日コリアン青年の語りから読み解くエスニシティ』『日本オーラル・ヒストリー研究』12: 191-205.
- ・ Marx, D., 2022, Status and Culture: How Our Desire for Social Rank Creates Taste, Identity, Art, Fashion, and Constant Change, New York: Viking. (黒木章人訳, 2024, 『STATUS AND CULTURE 文化をかたちづくる〈ステイタス〉の力学感性・習慣・流行はいかに生まれるか?』筑摩書房.)
- ・ 三浦綾希子, 2013, 『フィリピン系ニューカマー二世代のエスニックアイデンティティ』一橋大学2013年度博士論文.
- ・ 宮島喬・太田晴雄編, 2005, 『外国人の子どもと日本の教育—不就学問題と多文化共生の課題』東京大学出版.
- ・ Portes, A., Rumbaut, R.G., 2001, *LEGACIES: The Story of the Immigrant Second Generation*, the Regents of the University of California. (村井忠政ほか訳, 2014, 『現代アメリカ移民二世代の研究—移民排斥主義と同化主義に代わる「第三の道」』明石書店.)
- ・ Rumbaut, R.G., 2002, "Served or Sustained Attachment? Language, Identity, and Imagined Communities in the Post-Immigrant Generation," pp.43-95 in *The Changing Face of Home: The Transnational Lives of the Second Generation*, edited by Levitt, P., and Waters, M.C. New York: Russell Sage Foundation.
- ・ 清水睦美, 児島明, 内替弘規, 額賀美紗子, 三浦綾希子, 坪田光平, 2021, 『日本社会の移民二世代-エスニシティ間比較で捉える「ニューカマー」の子どもの今』明石書店.
- ・ 志水安吉, 清水睦美編, 2006, 『ニューカマーと教育—学校文化とエスニシティの葛藤をめぐる』明石書店.

国際高麗学会日本支部第 29 回学術大会
『民族アイデンティティの変遷
ー在日コリアンと多文化社会との比較からー』
愛知朝鮮学園 文 光喜

1、はじめに

日本では戦後二百万人ほどいた在日コリアンは二〇二四年に、四四万人に減ったが、外国住民は三五八万人に増え、「多文化共生」が公に謳われるようになった。

日本は一九七〇年代以降、民族アイデンティティを保障する取り組みが行われ、二〇〇五年から「多文化共生」政策を打ち出し、外国人の子どもたちを含めた教育無償化の拡充施策が継続的に進められた。こうした施策から唯一、取り残されたのが在日コリアンの朝鮮学校だけである。朝鮮学校は、二〇一〇年の「高校無償化」と一九年の「幼保無償化」、そして、二五年からの所得制限撤廃の「無償化」からも除外され、地方自治体での教育補助金も削減されている。それは日本で生まれ育った在日コリアンの多くが朝鮮半島に帰る意思もなく、日本での永住を望んでいるにもかかわらず、韓日条約後、朝鮮と総聯への敵視政策が関係しているものと思われる。その底辺には朝鮮だけに向ける「嫌悪感や憎悪をたっぷり含んだまなざし」があり〔郭:152〕ⁱ、韓国に対しては日本の「仲間」意識に加え朝鮮にはより濃厚な否定性が付与されている〔郭:161〕。

日本において外国人教育に関する研究は多数存在するが、在日コリアンを中心とした民族的アイデンティティの変遷の角度から民族教育の研究は少ないと思われる。日本ではマジョリティのための多文化共生化は進む一方、マイノリティの民族性は排斥希薄化され同化しつつあるが、国籍上は外国人という世界に類を見ない形が現存している。

本稿では、在日コリアンに対し差別とヘイトが横行する中、民族アイデンティティの変遷している現状を的確に捉え、今後の方向性と課題を探ってみる。

2、在日コリアンの民族アイデンティティの歴史的背景と原因

1) アイデンティティの定義

アイデンティティは、社会学の概念として初めて使ったのは、フロイト派の社会心理学者、E・エリック・エリクソンが『アイデンティティとライフサイクル』の理論『幼児期と社会』（1950）である〔小森:250〕ⁱⁱ。日本語では「同一性」、「存在証明」と訳され、韓国語では「민족정체성（民族正体性）」と訳されている〔鄭ジンソン〕ⁱⁱⁱ。

エリクソンはガンディーが「インドにアイデンティティを与えた」というネルーの言葉を引用し、宗教的政治的な意味でも非暴力的方法によって、「大英帝国から自分たちの完全なる自治権を主張しインド人の独自の統一を築こう」として、アイデンティティをキーワードとして捉え、植民地化されたインドが「四重の破滅」—政治的、経済的、文化的、精神的な破滅—からの覚醒とした〔エリクソン:379〕^{iv}。米国において黒人の地位に対し「疎外」の兆候だけではなく、歴史的進化における矯正の流れとして、マイノリティ集団出身の作家たちがアイデンティティ混乱の芸術的代弁者や予言者となり、アイデンティティ意識を耐え忍ぶ道徳的決断を含むとした〔エリクソン:383〕。その不可能性への認識に蓋をし、代替的な拠り所として見出された自らのルーツの言語、文化、宗教、生活慣習へ回帰しようとしたのがアイデンティティである〔小森:254〕。

在日朝鮮人は帰国が途絶えた一九七〇年代以降、日本社会への融合化や同化傾向が深まり「定住化」と民族アイデンティティが論じられた。

アイデンティティとは、社会から承認を得られた自己同一性とするが、「私が何者であるか」を語ることで規定しようとする。近代社会は個人に対し、「お前が何者であるか」、もしくは社会的な

既存のカテゴリー内に収まるのが社会的存在の条件であると言わんばかりに、「何者かになれ」と強く求め、「いずれの国民であるか」アイデンティティの確立を求め続けている〔鄭:210〕^v。

記憶とはアイデンティティを貫く根幹であり、記憶なくして人との日々のコミュニケーション、言語と記述、描写や表現があって、人は人間関係を継続し、社会的存在として生きていくことが可能となる。

戦後八〇年を過ぎた今、在日コリアンは日本で生まれ育ち自分のアイデンティティは日本だとする人達が多数を占めてきた。日本の法務省民事局の統計によると、一九五二年～二〇二四年間に日本国籍を取得（帰化）した累積帰化許可者数は三九万五三〇八人を超え、日本人の片親を持ち生まれた時からすでに日本人として自認する、「韓国・朝鮮系日本人」（コリアン・ジャパニーズ）が八八万人で、韓国籍四〇万九二三八人、朝鮮籍二万三二〇六人を凌駕したが、韓国は彼らを「在日同胞」と位置付けて朝鮮籍は除外している。

既に日本人に溶け込んだ一二七万人（国籍所有者の約三倍）のひとたちのアイデンティティはどこにあるのか。そこに潜む齟齬をどう捉えるかは歴史的な問題である。何かの拍子に目覚めて、祖父母の故郷である韓国に自身の原点を探る旅に出るかも知れないが、ひとの社会的存在が足りうるのは記憶の存在が大きいと思われる。

2) 半難民の位置からみたアイデンティティ

徐京植は在日朝鮮人がコリアン・ディアスポラのマイノリティ、半難民として、日本の植民地支配を歴史的背景に持ちながら、その責任を否認する日本政府や社会によって様々な差別を受け続けている構造が植民地主義やレイシズムと密接に関わっている視点を論じた〔早尾:70〕^{vi}。日本は一九五二年のサンフランシスコ講和条約で、新憲法施行前日に天皇最後の勅令「外国人登録令」を公布施行し、植民地民族に謝罪せず、象徴天皇制を出発させた〔立花:64〕^{vii}。

タブー視される昭和天皇は戦後謝罪が行われ

るべきであったが〔半藤:89〕^{viii}、広島と長崎に残虐な原子爆弾が落ち三〇万人以上の死傷者を出し、壊滅的打撃を受けたのは天皇の戦争責任と言われた。米国上院では「天皇ヒロヒトを戦争犯罪人」と決議して、ポツダム宣言では明確に戦争責任が指摘されていたにも関わらず、GHQは、「ソ連共産主義の浸透と、国内共産革命の幻影に恐怖心を抱いた聖断」の結果、昭和天皇は退位させず象徴天皇として、権威を逆に倍加させる機会を与え〔額:229〕^{ix}、平和主義者・天皇の捏造が成功した〔前田:71〕^x。

日本国憲法は、戦争責任が軍部と一部政治家に帰せられ、第一章に人民主権に関する条文ではなく「天皇」、第一条は「天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴」とし、第二条に「皇位は世襲」と定められた天皇主権の国民国家としてアイデンティティの形成に用いられた〔古川:222〕^{xi}。同じ敗戦国であるドイツの憲法第一条は、「人間の尊厳は不可侵であり、これを尊重し保護することは全ての国家権力の義務である」として相違は明白である。ドイツはアウシュヴィッツの教訓を生かし、二度と人間の尊厳を犯さないナチズムの徹底的した清算を行ったのである。

一九八四年、全斗煥大統領を歓迎する宮中晩餐会で裕仁天皇は「両国の間に不幸な過去が存じた事は誠に遺憾であり、再び繰り返されてはならない」としたが、韓国側は「我々が不幸だったわけで、加害者の日本が不幸だったわけではない」と批判した〔高崎:100〕^{xii}。結局八九年に天皇が亡くなるまで自身の罪を悔い、謝罪することはなかった〔ハンギョレ新聞:1988年10月7日付〕〔高崎:103〕。日本は平成天皇が即位したことで戦争責任が曖昧化され、バブル経済の崩壊と経済が余力を失い社会が反動化して、右派・保守派の歴史否定主義がメディアに台頭し、左派・リベラル派が無力さを露呈した〔早尾:81〕。日本は八〇年以降、「優秀な日本文化と民族」への帰属意識や大国感情を煽るアイデンティティ論や国家主義のイデオロギーが台頭する〔花崎:45〕^{xiii}中で、徐京植と花崎皋平の「脱植民地化」と「日本人の責

任」論争では明白である。徐はかつての植民地支配と搾取と加害の責任には、ほおかぶりをして許してきた「あなた方」日本国民は、その犯罪の共犯者であるとの質問に対し、花崎は「そんな責任は取りようがない」と反発した答えである〔徐:143〕。高橋は「日本人としての責任」で、『敗戦後論』の加藤典洋が「オレには関係ない」ではなく、参政権を持つ「日本人としての責任」が日本国家や国民に自己を同一化しようとするものでもなく、戦後責任をきちんと果たすように日本国家の政治的なあり方に対し批判的に変革していく責任だとした〔高橋:51〕^{xiv}。

日本は難民条約に他国より遅く、一九八一年に加入し『出入国管理及び難民認定法』を改正したが、難民に法的保障を与えるものではなかった。日本の国籍は、個人と国家の絆で個人の国家構成員たる地位を示す概念として、参政、兵役、入国、外交保護などがある〔大沼:191〕。在日朝鮮人の国籍は一九五一年から法令上外国人の義務は変わらないが、権利の享有に関しては財産権、職業選択の自由、社会保障・福祉、出入国から居住にいたるまで、様々な制約があり一九六五年、日韓条約の締結に伴って国外退去の強制と三つの選択肢（外国人、帰化、帰国）で「同化か排除」になっている〔宮田:312〕。

法律上、従来の法的地位に比べれば改善されたが退去強制権は依然権力の手に留保され、「韓国に対する日本の援助と引き換えに韓国民の日本に対する請求権の放棄が規定されたことから、戦時補償はそれまでの『外国人には適用なし』のほか、『日韓条約ですでに解決済み』との理由で、在日韓国・朝鮮人への不払いが正当化される」ことにした〔大沼:266〕。日本は敗戦直後に重要書類は全部破棄したつもりが、一九九〇年六月に伊丹と沖縄から強制連行者の名簿が発見され、八月にも約八万人の名簿が発見されてもひた隠しに隠し、責任を回避しているが、「従軍慰安婦」の謝罪と補償を求める裁判や徴用・軍人軍属の裁判はくすぶり続けている〔高崎:123〕。戦後は植民地の忘却が植民地時代に形成された日本社会の

意識や体験の忘却を伴い、旧植民地出身者は排除され、「大和民族・日本国籍の日本」の登場と「純粹」の日本文化に精錬され直し、歴史も記憶も意識も全て改編されたのである〔前田:90〕。

3) 差別には必ず原因がある

日本は一九六五年の人種差別撤廃条約には一九九五年になって加盟したが効果的に適用していない。それは、「朝鮮学校無償化訴訟」においても、条約二・五条を根拠に四回も審査を受け懸念を表明され、法改善の勧告を受けていても、「締約国の政治的責任を宣明したものに過ぎない」として、否定しながら、差別を認めていない。〔佐々木〕^{xv}。日本の裁判所が民法七〇九条に基づき、加害者に対し被害者への損害賠償を命ずるのは、人種差別行為が民法七〇九条の不法行為に該当するものと解釈したのは二〇一三年の京都事件判決で初めて可能になり、差別禁止法がない日本で初めての「ヘイトスピーチ解消法」と反差別条例は画期的な勝訴だが〔中村:228〕^{xvi}、その課題を引き継いだ川崎市のヘイトスピーチ条例制定は二〇一六年の大阪市で全国初のヘイト条例が成立し、国会でも人種差別禁止法案の参考人質疑が行われた。ヘイトスピーチは人種、肌の色、国籍、民族等、特定の属性を有することを理由にその構成員に対して誹謗中傷又は暴力や差別を扇動する憎悪表現をいう〔金:12〕^{xvii}。英米法では差別的動機による暴力や、差別発言を伴った暴力であるヘイト・クライムが犯罪法として制定されているのに、日本では「スピーチだから表現の自由だ」という珍説が出ている〔前田:20〕^{xviii}。

二〇一六年六月、反人種差別法「ヘイトスピーチ解消法」が施行されたが、禁止・罰則はなく「適法に居住する者」を救済対象として、日本で初めての反人種差別法が出来た。その後、川崎市の刑事罰条例に至り、解消法の不備を地域で乗り越え、沖縄県、相模原市、三鷹市等二四年八月までに八件反差別条例が成立し、五市（三鷹市、相模原市、和歌山県紀の川市、群馬県太田市の五条例に「差別禁止規定」が入ったが、国は差別禁止法案を成

立させていない〔中村:235〕。

在日朝鮮人政策には根底に植民地の忘却があると思われる。一般永住資格が認められ、社会保障・福祉の分野で国民年金、公的資金の貸付、公的住宅への入居、児童福祉などの分野で国籍条項が撤廃され、目に見える差別は減少した。日本では「戦争責任」は語っても、「植民地責任」を語る人は少ない。「加害」に向き合う人も日本の満州武力侵攻以降の「一五年戦争」という枠組みに留まり、一八七四年台湾出兵、七五年江華島事件に始まる植民地獲得のための「一五〇年侵略戦争」には目をつぶり、植民地支配の歴史は繋がっているのである〔乗松:101〕^{xix}。

多数派たる日本人の民族的偏見、差別意識は残存したまま、民族的少数者の存在が消滅することは、多数者による少数者の抹殺にほかならない。

鷺沢萌はデビュー作「川べりの道」（一九八七年文学界新人賞受賞作）短編集『帰れぬ人びと』で、帰属先を喪失した人を描くことから出発した〔平田:167〕^{xx}。彼女は作品の中で、祖母が朝鮮人であることが分かり、「自分は誰なのか」の問いをめぐって、自らのアイデンティティに目覚めていく過程、韓国のクォーターの血が入った「血の系譜」の隠蔽を「内なる裏切り」と感じて韓国留学で一体性を回復しようと試みる〔平田:185〕。

二〇〇二年、拉致発覚以降は、朝鮮植民地支配の加害者意識が薄まり、日本人＝加害者、在日朝鮮人＝被害者という関係から、日本人＝被害者、在日朝鮮人＝加害者にしようとする日本のメディアは目に余るものがある。拉致事件が朝鮮に対する嫌悪感や憎悪を含んだまなざしに表れ、朝鮮のイメージは嘲笑の対象とされ、その信憑性は初めから剥ぎ取られ、不安の上に不安が積み重なる現象が起きている。その影響を受け朝鮮学校が国庫からの補助がないのを差別だとは認めない。

朝鮮のイメージを結びつけて何をしでかすかわからない、恐るべき国家という表象と危機意識を煽り、それをそのまま朝鮮学校の眼差しに反映している。それは創氏改名によって朝鮮人が独自の名前を使うことを否認した植民地時代と今日

も終わっていないことを気付いている〔郭:156〕。日本の帝国主義的意識と植民地主義は表裏一体である。朝鮮に対する悪辣な表象の大量生産の反面、韓国ブームの到来は過去臭いイメージで敬遠された「キムチ」がいつの間にか健康食の仲間入りを果たし、悠久な歴史から「韓国」は仰ぎ、「朝鮮」は排他し、否定することで、植民地主義を煽っているのである〔郭:161〕。「無償化」制度から朝鮮学校を除外する「上」からの差別と、民間レベルの排外主義者などによる「下」からの差別が、まるで別物のように切り離されている「差別認識の二重基準」は植民地主義に根差した差別意識の発露であろう〔朴金:166〕^{xxi}。

3、在日コリアンの民族アイデンティティの変遷

1) 国籍とアイデンティティ

解放後、在日朝鮮人は皇民化と民族抹殺の呪縛、民族虚無主義と事大主義の絶望感から解放され、民族のアイデンティティの確立に向けて歩み始めた。日本政府は一九四七年を境に民族教育を規制する方針に変えて、日本学校では朝鮮語教育を正規授業から排除し、四八年には朝鮮人学校閉鎖の措置がとられた。在日朝鮮人は反対する大規模の「阪神教育闘争」が展開したが、弾圧された。日本の国民教育は憲法と教育基本法に依拠し「自由」「平等」「人権」の普遍主義を掲げ、天皇制と「単一民族国家」主義を清算せず持続したことにより、自国の過去の犯罪や責任、アジア諸民族への戦争責任や植民地支配責任については一切触れず、他民族差別・排外意識を温存したことで同化主義を強制している〔立花:64〕^{xxii}。

一九七〇年代以降、金時鍾や朴慶植が「内なる天皇制」の告発や植民地下での「強制連行」「慰安婦」問題を追及したが、個人的に追及するにはあまりにも大きな壁であった。在日朝鮮人にとって蘇生に向けた転換に一番大きな力を与えたのは民族教育であり、在日朝鮮人のアイデンティティ確立の始まりだと思われる。一九二二年生まれの歴史家・朴慶植も「日本人への同化から朝鮮人として立ち直る私の生涯における一大転換のと

き」は母国語を分かった時だと述懐している
[尹:188] ^{xxiii}。

戦争犠牲者への補償からは一切排除されながら、靖国神社には、二万六三六六（一九七五年一〇月現在）の軍人・軍属の朝鮮人が「英霊」として合祀されている [立花:65]。戦時中は「皇軍の英雄」「軍神」として称えられたが、解放後の韓国では志願特攻隊員という理由で「親日」のレッテルが貼られ、遺族は遺骨の受け取りを拒否した例がある [権学俊:5] ^{xxiv}。日本人遺族には毎年二〇五万円が最低保障されるが、在日を除く韓国人には一時金二千万^ㄴ（日本円では二百万円）が支払われたのみで、同じ旧日本軍人でも大きな格差がある [中日新聞:2025:4:24]。

在日朝鮮人は明確な民族的自覚を持つプロセスとして、自己変革＝主体性確立を成し遂げる契機は、一九五五年の民戦解散と朝鮮総聯結成である。総聯は祖国を背景とする民族的運動権利擁護団体として民族のアイデンティティを守り、朝鮮民主主義人民共和国の在外公民として、「インターナショナリズム」よりも「ナショナリズム」、「国民」の意識を構築させ、「祖国」の存在を前提とした [鄭:58]。民族を守る朝鮮総聯と帰化を含めた生活権優先の居留民団の対立構造の中で在日朝鮮人運動は揺れ動くが、それは資本主義か、社会主義かという社会制度の選択よりは、差別される「日本人」ではなく、「朝鮮人」の民族的アイデンティティを守るかにかかっていると思われる。

一九五九年から七一年までに朝鮮への帰国運動、「祖国」への帰還は「同一化」を図るのに大きな影響を与えた。五〇年代末、無職者が八割を占め、何ら生活の保障が得られない九七%が南出身の在日朝鮮人が生活の活路を求めたのは、棄民政策で受け入れを拒んだ故郷の南ではなく、差別の生活よりも祖国との結びつきで九万人が帰国したのである [鄭栄鎮:49]。

七〇年代から永住の道を模索した在日朝鮮人は就職裁判や指紋押捺拒否運動を起こした。これは公務員採用の国籍条項撤廃や公民権運動に発展して日本国籍取得と国籍条項の撤廃に収斂さ

れ、国の「地方分権」「国際化」の一部と化して、帰属を求めるようになった [鄭:140]。日本国籍取得はアイデンティティの帰属を望むならコリア系日本人として生きればよい [鄭大均 2003] というカテゴリーを創出し [鄭栄鎮:147]、多文化共生社会を実現することに貢献 [鄭大均 2005 b] したが、結局日本国家への同一化を迫り新たな従属を求めたのである [鄭:152]。差別撤廃運動を展開した民闘連の人たちが二〇〇三年に「在日コリアンの日本国籍取得権確立協議会（確立協議会）」を発足させたのも「コリア系日本人」のアイデンティティを保持すべきとする鄭大均と類似している [鄭:161]。国籍が「日本」になっても、民族は「日本」ではなく、社会的文脈の変化によって本質的、生来的に異なる存在として表象した前提の下で日本国籍取得論が展開されたのは主張する鄭大均や在日朝鮮人の「外国人」として、中途半端な日本人と同質化しつつあるとする姜尚中の「在日朝鮮人」認知は似通っている。両者が言う「在日朝鮮人」は互いとも「在日」という言葉を用いているが、「本国」への帰属意識の希薄化と共に異質な存在になっているのである [鄭栄鎮:38]。

一九九〇年代には外国人登録法から特別永住者の指紋強制が外され、民族差別が表面的には見えにくくなり [磯貝:87] ^{xxv}、在日朝鮮人は「市民」/「住民」と自己規定し、「日本社会でともに生きる一員」のように見える [鄭栄鎮:123]。

日本の脱亜入欧は欧米＝白人に対する劣等感、非欧米＝有色人にたいする蔑視、差別感が日本社会に根を下ろしている。日本は在日朝鮮人を管理し、実効的に取り締まりながら国際的圧力を避けるため、対外的な面子から人権諸条約を批准し、人権・人道的側面で「先進国」であることを示して、入管体制の変容を促すことになった。日本での外国人同化政策は強硬を避け柔軟を助長し、在日コリアンの日本人化＝民族的存在の消滅によって、「解決」を図ろうとしている。日本籍取得者が年間一万人を超えるのは九五年、日本人との結婚件数の増加が八〇%を超えた事は、日本社会の差別

が表層からは見えにくくなり、精神の深層にある不可触の不安、抑圧感は深く根付いているので、「民族」という思想軸にアイデンティティを求める考え方もあることは歪めない〔磯貝:89〕。在日朝鮮人社会において国籍＝民族という考えから、日本国籍取得者は裏切り者という見方は薄くなったが、ルーツに繋がる在日世代は「根生い」の存在で、意識/価値観が変容しても、消滅しないとする説もある。

現在「在日」世代の八～九割は日本学校出身が占めるので、母語は日本語であり民族の教育文化、習慣からも隔てられている。北東アジアには、コリアン系マイノリティが三百万人いるが、お互い歴史的な役割を果たそうとしている〔姜:214〕^{xxvi}。世界的にマイノリティは居住国の国籍を持ち、民族性を保持して暮らしていることから、国籍取得＝民族性喪失と見る固定観念は是正しなければならない。南北の海外同胞法には規定されているが、日本だけは国籍と民族性を同一視している。民族少数者マイノリティとして生きていくという発想は、民族的存在そのものを脅かす国籍法が登場してきたことで悲劇的になり、改正国籍法はこうした考え方を推し進める有力な根拠となりうる。日本では朝鮮の在外公民だとする人は、マイノリティに属する人だと思われる。朝鮮は金日成の時代から現在の金正恩時代になるまで、核保有国としての地位を固め世界各地に武器やミサイルを輸出する軍事強国に発展している〔中川:15〕^{xxvii}。

2) 永住化と序列化された外国人教育

日本社会への定住は帰国主義的思考が終焉を迎えたことを意味する。日本では名前をニューカマーは本名を名乗り、オールドカマーは日本名を名乗る傾向が強い。日本では差別意識があるので、大学教授等日本社会に貢献している人でも、アパートを借りるのに本名では何度申告してもダメで、通名で申請したら直ぐに出来たという経験は筆者だけではない〔朴:83〕^{xxviii}。在日コリアンは自分のプライドを持つが、使い分けしないと生き

ていけないと言う生き方を自然と身に付け、使い分けるのが自ずから出来上がっているように思える。

在日コリアンの地方参政権問題は戦後補償や社会保障除外と共に「非国民ゆえの権利の制限」になり、一九九五年、最高裁で「地方自治のあるべき姿」と永住して地方自治体と密接な関係のある在日外国人の場合は、その意思を地方行政に反映させるために、「首長や議員の選挙権を与える措置を講じることは、憲法上、禁止されていない」という判断をくだした。その後、一九九九年金大中大統領が訪日した折、自公民が法制化に取り組んだ時もあったが、二〇一〇年民主党政権の野田佳彦は「参政権が欲しいのだったら、帰化すればよい」とする反対派によって、頓挫された〔朴:157〕。

世界の移住者の歴史は三世くらいまでが話題となり、四・五世になると定住国民として生活している。在日朝鮮人が今なお韓国や朝鮮の国籍をもち、「国籍」「民族」の制度・観念に取り込まれているのは、世界において稀である。若し民族教育がなければ、殆ど日本人化したであろう。

二〇〇〇年代に入り、日本はインターナショナルスクールを公教育制度の中に組み込み、ブラジル人学校の支援を多文化共生施策の一環として行い、朝鮮学校を公教育から排除し、外国人学校間に境界線を引きながら包摂と排除を進める二重構造と序列化が出来た〔佐久間:180〕^{xxix}。多文化共生事業は「民族」や「非合理的」な要素が「国民」から切り離され、「有用」な経済合理的な視点が「国民」の中に織りこまれて、ブラジル人学校等のニューカマーは包摂し、「公益に資さぬ」民族教育やアジア系外国人学校に対しては、無償化を含む教育助成・補助、寄付金の免税措置等から除外している。

二〇〇二年日朝首脳会談以降、朝鮮総聯の活動は窮状に追い込まれ、会員の組織離れと朝鮮学校の運営は大きな影響を受けた。今まで経営を支えてきた朝銀信用組合は不良債権一兆三千億円に対し公的資金が投入され、その債権を引き継いだ

整理回収機構 (RCC) が朝鮮学校の債権 (100 億円) を極めて強硬な姿勢で回収に走ることによって学校運営は危機に陥ったのである [青木:136-174] ^{xxx}。

父母たちの経済基盤が揺らいでいるなか、日本学校の一〇分の一にも満たない地方の補助金も削減ないし停止が相次ぎ、二〇〇九年「高校無償化」制度は自民党安倍政権下で独自の制裁の一環として除外された。それに対し朝鮮学校や学生たちは五か所の地方裁判所と高等裁判所及び最高裁判所で争ったが原告の一勝二敗となり否定された。除外の理由とされた「拉致」の当事者、横田めぐみさんのご両親である横田滋・早紀江さん夫婦は、「拉致問題があるから朝鮮学校を無償化の対象から外すとか、(自治体が) 補助金の対象から外すというのは、それは筋違い」と発言され [週刊金曜日] ^{xxxi}、蓮池透さんも、「拉致問題とは関係ない“やつあたり”です」と発言された [週刊朝日] ^{xxxii}。子どもやその親たちに拉致の責任は何もないにもかかわらず、自治体からの学校への補助金が「市民感情に配慮」という理屈で停止・削減され「子どもの権利条約」に規定している教育を受ける権利を剥奪し、無償化の対象から除外する人権侵害こそ日本における多文化主義の限界点である。

3) 国連の勧告を無視する日本

日本政府は、二〇一三年四月、一四年に「人種差別撤廃委員会」の審査を受け、一八年審査後の「総括所見」でも勧告を繰り返された。日本政府は「拘束力がない」と高をくくり、「拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連との密接な関係にあり」との答弁をしたが委員会は教育を受ける権利の問題、または植民地主義に伴う差別の問題とみて「高等学校就学支援金制度は朝鮮学校に通学する生徒にも適用されるよう要求する」と勧告され、弁明は国連ではまったく通用しなかった ^{xxxiii}。「一般的勧告三〇」は人種差別撤廃委員会が採択したが、それは一九一九年、日本がベルサイユで提唱した「完全なる均等待遇」を想起させる皮肉であり、拉致問題も制裁によってかえって遠のき、そ

の遺恨は残っていくであろう。日本は第二次世界大戦において刑法上の罪のみで、政治上の罪の償いは中途半端に終わり、形而上の罪と道徳的な罪は洞察されなかったのでアジアの被害者への謝罪・賠償は後回しにされ、反省を示す機会がなかったことが対朝鮮問題にはこのような形で表れた [江口:208] ^{xxxiv}。

日本の行政が多文化共生の施策を語る文言には権利の概念がなく、当局者は曖昧性を利用しながら自らの利にかなうものは受け入れ、かなわないのは排除する意識が働いている。排除する意識の底には出生地主義 (jus soil) と血統主義 (jus sanguinis) の問題があるが、いずれを基本原則とするかは歴史、イデオロギー的な要因も深く関わりこの二つのいずれかを全く純粋な形で採用する国家は稀有といわれる [上野:224] ^{xxxv}。日本では一八九九年に制定された国籍法が血統主義 (父系) を採用し、戦後の全面改正 (一九五〇年) を経て、一九八四年の法改正によって父母両系血統主義に改められたが、今日まで比較的純粋な血統主義を維持している。二〇一八年の最高裁違憲判決を受けて、血統主義に基づく国民観念を補強するものとしたが、近年のグローバル化とボーダレス化は重国籍の容認や定住外国人の権利保障などの柔軟な対応が迫られている [遠藤:3] ^{xxxvi}。田所は日本に生まれた移民二世以降の人々を国家が包摂しようとする力学が今後強まることは不可避だとしたが、全米女子プロテニス大坂なおみ選手とかプロバスケット八村塁選手、女子ゴルフアベニエルは片親が日本人である以上完全にデニズン化して、多文化共生の代表格と呼ばれている [田所:289] ^{xxxvii}。オールドカマーの民族教育を受ける権利は憲法一三条と二六条で認められている権利であり、「憲法の趣旨に合致する」ものとして、「国民と同等」に扱うべき齟齬の問題である。それは人権基準によって保障されている民族的マイノリティの権利であり、マイノリティが所在する国家はこの権利を尊重し、保障する義務があることは否定し得ない事実である。しかし他方、否定説によれば「憲法二六条の効力は、外

国人には及ばない」とし、「政府の解釈と実務に依拠するもの」と思われ、「文言説的な憲法解釈が前提とされて」現在に至っている。

二〇一九年一〇月実施された、「幼児保育・保育無償化制度」から朝鮮学校の幼稚園が除外された事に対し、宝塚市議会では「救済措置を求める請願」が採択され、朝鮮幼稚園に対する差別に抗議の声を上げている。これは朝鮮学校に対し、幼児保育から高校までの過程が日本の公的保障から除かれる状況が完成する。これはマジョリティの日本人がマイノリティの在日朝鮮人をターゲットに街頭を走り回るヘイトスピーチと何ら変わらない。

日本は厳しい評価、批判を受けている国連の「勧告」を広く国民一般に知らせて、適切な取り組みを実現しなければ、これ以上の多文化共生の現状から発展は望めないと思われる。二〇一五年国連が提起した持続可能な開発目標（SDGs）一七目標の解決への取り組みが国際社会の共通課題として推進されつつある。SDGsの基本理念は「誰ひとり取り残さない」として全目標の基底に据えられている。SDGsが国際社会の喫緊の課題として取り組まれている現在、日本のマジョリティはマイノリティと連携して「誰ひとり取り残さない」社会をつくるべきなのに、在日コリアンの子どもだけ「取り残して」もよいのだろうか。日本は国連の理事国になって国際貢献をしたいと声高に主張しているが、国連の各委員会の勧告を否定しながら国際世論とは真逆な行為を行っている現実を日本国民に知らしめる必要があるだろう。国際社会の動向からみても、日本の教育のあり方が問われており、外国人学校の序列化と差別化を是正し、世界に通じる教育制度の構築していくのが賢明と思われる。

4、おわりに

日本は移民の文化的統合に関する国レベルの政策は十分施行されておらず、基本的に地方自治体任せとなり、外国人住民には日本への統合を促し、忠誠心を示すことで文化的多様性が許容され

ている〔五十嵐:354〕^{xxxviii}。それは移民やエスニックマイノリティの文化的権利を積極的に認める諸外国の多文化主義とは根本的に異なり、その実態も同化主義に近い。日本は、住居差別などを禁止する法律はなく、差別禁止法の適用範囲や内容は狭く、差別の対象となる人々の権利や利益が侵害されたままである。差別禁止法は社会の統合にとって必要な施策であることは間違いなく、一刻も早い整備が求められている〔五十嵐:355〕。

差別禁止法案導入を求める日本弁護士連合会は「外国にルーツを持つ人々と共生する社会を構築することを求める宣言」を二〇一八年に発表し、「人権等を理由とする差別的言動を禁止する法律の制定を求める意見書」を二〇二三年に提出している。

日本学校が幼稚園から大学に至るまで無償化される状況下で、唯一朝鮮学校だけが除外されると学父母たちの負担は大きいと思われる。授業料を払えないことは学校運営に支障をきたしている。運営の緊迫化は教職員の離職率を高め、ベテラン教職員が育たない要因にもなり、教育の質向上の弊害になっている。在日朝鮮人教育問題は日本の植民地支配に起因する問題として、朝鮮半島にゆかりのある子どもたちに母語と民族アイデンティティを教える空間であり、朝鮮学校の処遇問題は植民地主義を清算する重要なキーワードであり、国交正常化の門口を開くことに繋がる近道でもある。在日朝鮮人は海外公民でありながら、日本に住む定住者であり市民たちである。国籍には関係なく、特別永住者の在留資格を持ち本国へ帰国しないと思われるが、アイデンティティは守りたいのである。諸外国には、海外公民が居住国の国籍を所有して、二重のエスニシティを保つのはあるだろうし、居住国の意向に沿って教育するのが容易いと思うかもしれないが、民族のアイデンティティを守るのはそれ以上に大切だと思われる。AI時代のニーズに沿った生き方はよそから見ると愚か者と思われ、いずれ失敗するかも知れないが、たとえ一人になってもトコトンやり抜きたいのである。日本の多文化共生教育は母国語や文化は疎かにして、日本語を教える国民形成教育になっている。

民族教育は民族の魂や母語教育と共に歴史、文化等を教える営為であることから多文化とは両立しないであろう。特に拉致事件以降、日本社会の「北朝鮮＝絶対悪」構図の中で、ヘイトスピー

チ、差別視を容認する雰囲気が残っている。世界的な多文化共生はシビックナショナリズム（市民主義）ではなく、言語と文化を重視するエスニックナショナリズム（民族主義）が多い。このような環境から三つの方向で課題を提起する。

まず一つは、日本において政府当局者が実施している高校無償化を始め、幼稚園無償化、大学無償化まで含め地方自治体まで教育補助金と助成金を保障する問題が重要である。

日本は世界人権宣言、国連人権規約、人種差別条約、子ども権利条約機構から再三勧告書が提起されていることを真摯に受け止めることが、国連理事国になれる環境づくりにもなるだろう。

二つ目は、日本にある朝鮮学校に対し、南北政府が共同で教育支援をすべきである。朝鮮民主主義人民共和国は一九五七年から今日まで、毎年二〇〇万ドル教育援助費と奨学金を送るなど国家的配慮を送ってきた。それは民族教育が継続出来た命の水である。現時点で、運営難局を打開し、学生を増やすためには今の二倍以上の支援金も検討すべきではないかと思われる。大韓民国政府は民団（在日大韓民国民団）の為に数百万ドルの支援しているが、朝鮮学校への支援も送るべきである。朝鮮学校こそが民族的アイデンティティを守り、結果的には双方の幹部人材を育成していることを鑑みた場合、先行投資でもある。過去、金大中大統領の時期、支援金の一部を還元しようとした動きがあったが、実現できなかった経緯がある。今朝鮮学校の卒業生が民団中央の団長に選出されていることを考慮すべきである。韓国では「モンダンヨンピル」を始め市民団体が支援の輪を広げ、条約締結六〇周年で植民地主義を見直そうとしている。韓国政府は韓日条約で締結した「在日僑法の地位協定」を是正して、民族的アイデンティティを守るとする朝鮮学校に対する差別制度に対し共同で反対し、外交的努力で是正すれば朝鮮学校の社会的地位は向上されると思われる。

三つ目は、朝鮮学校自体が時代と同胞のニーズに応じて改革するところは大胆に変えていくべきである。変化のキーワードは「学校は誰のためのものか」が起点である。朝鮮学校は二〇〇三年以降、教科書を改変せず、学生の激減に何ら決め手になる対応策を講じていない。日本にある教育機関がすべて無償化の方向に進む中、朝鮮学校だけが高い授業料を支払うシステムは時代遅れであるし、旧態依然の運営方式では改善は見込まれない。学校教育会は全国に所在する学校不動産等の有効資産を統一的に活用し、金融デベロッパー達の力も借りながら、民族教育の財源確保を保障すべきである。朝鮮学校は日本学校のように教員免許ではなく、朝鮮大学校卒業資格で行っている

以上、大学教育の水準の向上は必須であると同時に待遇条件も改善し、定着率と教育の質の向上で民族教育の魅力を上げることで学生数を増やすことが必要であろう。そのためには、門口をもっと広げて、海外のコリアン系マイノリティも留学生として初級部から大学まで広げ、各種資格取得を始め多様なニーズに応える民族教育に変容していくことも検討し実行する時代に入っている。今後の変化に期待するものである。

i 郭基煥『差別と抵抗の現象学 在日朝鮮人の「経験」を基点に』新泉社 2006 年

ii 小森陽一「母語幻想と言語アイデンティティ」上野千鶴子編『脱アイデンティティ』勁草書房 2005

iii 鄭ジンソン『在日同胞の国籍と正体性』

iv エリック・H・エリクソン・中島由恵訳『アイデンティティ』新曜社 2017 年

v 鄭映恵「言語化されずに身体化された記憶と、複合的アイデンティティ」上野千鶴子編『脱アイデンティティ』勁草書房 2005 年

vi 早尾貴紀『パレスチナ、イスラエルそして日本のわたしたち<民族浄化>の原因はどこにあるのか』皓星社 2025 年

vii 尹健次『「昭和史」における在日朝鮮人と日本国家』『孤独の歴史意識—日本国家と日本人』所収、155 頁

viii 半藤一利『「昭和天皇実録」にみる開戦と終戦』岩波書店 2015 年、89 頁

ix 額綱厚（コウケツアツシ）『遅すぎた聖断（昭和天皇の戦争指導と戦争責任）』昭和出版 1991 年

x 前田朗『憲法 9 条再入門その理念と思想を生かすために』三一書房 2020 年

xi 古川隆久『皇紀・万博・オリンピック皇室ブランドと経済発展』吉川弘文館 2020 年

xii 高崎宗司『「反日感情」韓国・朝鮮人と日本人』講談社現代新書 1993 年

xiii オーストラリアの日本研究者ガウ「アン・マコーマックが「太平洋の夢の時代と日本の新しい千年王国主義（ミレニアリズム）」において、日本人のアイデンティティについて論じた。花崎皋平『アイデンティティと共生の哲学』平凡社 2001 年

xiv 高橋哲哉『戦後責任論』講談社 1999 年

xv 佐々木亮『国際社会における人種差別撤廃の要求と日本の課題』国際法学会エキスパートコメント NO2021.6、『朝鮮学校を高等学校就学支援金の対象外とした措置の適法性と国際人権基準』『新判例解説 watch』国際公法 no41.2018

xvi 中村一成「反差別「地域からの革命」の一五年」月刊世界四月 992 号

xvii 金尚均『差別表現の法的規制排除社会へのプレリュードとしてのヘイト・スピーチ』法律文化社 2017 年

xviii 前田朗編『なぜ、いまヘイト・スピーチなのか—差別、暴力、脅迫、迫害—』三一書房 2013 年

xix 乗松聡子「自らの植民地主義に向き合うこと」木村朗・前田朗『ヘイト・クライムと植民地主義反差別と自己決定権のために』三一書房 2018 年

xx 「非・決定のアイデンティティ 鷺沢萌『ケナリも花、サクラも花』の解説を書き直す、上野千鶴子編『脱アイデンティティ』勁草書房 2005 年

xxi 朴金優綺「差別とヘイトに抗して—人種差別撤廃委員会への訴え」、木村朗・前田朗『ヘイト・クライムと植民

-
- 地主主義反差別と自己決定権のために』三一書房 2018 年
- xxii 尹健次『異質との共存—戦後日本の教育・思想・民族論』岩波書店 1987 年
- xxiii 尹健次『「在日」を考える』平凡社 2001 年
- xxiv 権学俊『朝鮮人特攻隊員の表象歴史と記憶の狭間で』法政大学出版局 2022 年
- xxv 磯貝治良『「在日」文学の変容と継承』新幹社 2015 年
- xxvi 姜尚中『在日』講談社 2004 年
- xxvii 中川雅彦『朝鮮社会主義経済における軍需工業企業』アジア経済研究所 2024 年 6 月号
- xxviii 朴一『在日という病—生きづらさの当事者研究』明石書店 2023 年
- xxix 佐久間孝正『外国人の子どもの不就学』勁草書房 2006 年
- xxx 青木理『ルポ拉致と人々—救う会・公安警察・朝鮮総聯』岩波書店 2011 年
- xxxi 『週刊金曜日』二〇一二年六月一五日号、二〇二〇年六月五日八七歳で滋さんは逝去した。
- xxxii 『週刊朝日』二〇一三年二月二二日号掲載
- xxxiii 『今、問われる日本の人種差別撤廃』解放出版社
- xxxiv 江口「K・ヤスパースは『戦争の罪』で日本の戦争責任を問うた」とした。
- xxxv 上野千鶴子『日本における多文化共生とはなにか—在日の経験から』新曜社 2008 年
- xxxvi 遠藤正敏「『日本人』の資格と血統主義の採用—国民統合における家・戸籍・国家の連繫」
アジア太平洋研究センター年報 2014 年
- xxxvii 田所昌幸『越境の国際政治「国境を越える人々と国家間関係」』有斐閣 2018 年
- xxxviii 五十嵐彰『可視化される差別—統計分析が解明する移民・エスニックマイノリティに対する差別と排外主義』新泉社 2025 年

地域の視点から民闘連運動を捉えなおす：1980年代に焦点を合わせて

加藤恵美（帝京大学）

はじめに

「民族差別と闘う連絡協議会」の運動（以下、民闘連運動）とは、1975年ごろから1990年代の中頃にかけて展開された、＜実践＞＜交流＞＜共闘＞を三原則とする反民族差別運動である。本発表では、民闘連が1980年代に発行したニューズレターや「全国交流集会」の資料集、そして運動当事者への聞き取り調査の結果などを分析し、「発展期」の民闘連運動の特徴を指摘する。

発表者はこれまで1970年代（「創発期」）の民闘連運動について検討してきた（「民族差別と闘う新しい社会運動の創発—1970年代の民闘連の研究」コリアンスタディーズ13号（2025年）、pp.57-71）。考察の結果として明らかになったことは次の3点である。第一に、各地のキリスト教会のネットワークが民闘連運動の創発に重要な役割を果たした。第二に、国籍条項の撤廃という獲得目標が、労働運動や部落解放運動などとの異なるアクター間の連帯の結節点になった。その一方で、在日コリアンのエンパワメントを目的としたローカルな教育実践が民闘連運動の課題として浮上した。第三に、民闘連三原則のうちの＜交流＞が、こうした多様な反民族差別実践をつなぐ重要な原則として働いた。

本発表では、1980年代の民闘連運動をその間に発行された「民闘連ニュース」と「全国交流集会」の資料集ならびに当事者に対する聞き取り調査の結果などをもとに、次の3つの観点から検討し、この時代（展開期）の民闘連運動の特徴を示す。第一に1980年代の民闘連運動をとりまく諸状況とその変化を民闘連の認識に基づいて確認する。第二に「発展期」の民闘連運動の獲得目標と指紋押捺拒否闘争へのコミットメントの特徴を明らかにする。第三に「創発期」の民闘連運動に重要な役割を果たしたキリスト教ネットワークと民闘連運動の関係の変化を指摘する。

1. 民闘連運動をとりまく諸状況

1980年代に民闘連が発行した資料で繰り返し指摘された、運動をとりまく状況（ならびにその変化）は次の3つである。

（1）日本政府の国際人権条約の批准に伴う国内法改正

国際人権規約（79年）と難民条約（80年）の批准に伴う社会権分野での国籍条項の撤廃を、民闘連は大きな状況の変化として認識した。また女性差別撤廃条約（85年）の批准に伴う日本国籍法の変更（父系血統主義から両系主義へ）による在日コリアンの次世代の日本国籍化が予想されるなかで、民闘連が日本国籍の在日コリアンを意識すべき状況が作られた。

（2）「91年問題」

在日三世以降の法的地位に関する日韓協議が意識された。65年の法的地位協定の反省か

ら、「今度は自分たち（在日）の法的地位を外交的に決められてはならない」という強い決意が示された。

（３）三世についての課題

「植民地支配が昔話になっている」「露骨な民族差別がなくなり民族を意識できない」という認識が共有された。在日の「分散・孤立」への危機感が共有され、「同胞集団の形成」が改めて課題として位置付けられた。

2. 民闘連運動の獲得目標

1980年代の民闘連の獲得目標の特徴として次の３点が指摘できる。第一に、教育現場における諸課題が民闘連の重要な課題として位置付けられ、全国連帯の結節点になったこと、第二に、個別課題への取り組みから、それらの包括的な解決を目指す「法」草案の提起へと移行したこと、第三に「指紋押捺拒否」行動を組織的に呼びかけなかったことである。

（１）教育現場における諸課題

1980年代も、“残り”の国籍条項（公務就任権や参政権）と国籍条項撤廃後の経過措置の不作为（国民老齢年金、障害年金などからの外国籍者の事実上の排除）が民闘連運動の課題として位置付けられた。その一方で、教育現場における諸課題（外国籍教員の採用、生徒の進路保障、外国人教育基本方針の制定、地域の子ども会活動の行政保障など）への取り組みが民闘連の全国連帯の重要な結節点となり、八尾、高槻が民闘連運動の中心拠点として存在感を増した。

（２）「法」草案の提起

88年に「歴史責任」を厳しく問う「旧植民地出身者の補償・人権法の制定」が提起された。人種差別撤廃条約の早期批准に向けた取り組みもなされるようになり、在日コリアンの総合的な権利状況の改善が目指された。

（３）「指紋押捺拒否闘争」との関わり

1980年代といえば「指紋押捺拒否闘争」が社会的な耳目を集めた時代であるが、民闘連は「指紋押捺拒否」の行動を直接的には呼びかけなかった。あくまでも各地の「指紋押捺拒否闘争」の情報交換・交流の場として機能した。「指紋押捺拒否」行動は、1985年にピークを迎えその数は1.1万人を数えたが、それは民団の「指紋押捺留保」行動の呼びかけに応じた行動によるところが大きかった（読売新聞、1985年12月31日）。その一方で、民闘連の地域活動があった地域では、ピーク後も「拒否」行動が続いたという報告を確認でき、民闘連は個人の抵抗を支えた。

3. キリスト教ネットワークと民闘連の関係

創発期（1970年代）の民闘連運動は、「東北」「関東」「中部」「関西」「兵庫」「九州」の各地域ブロックを単位とする全国連帯運動として構想され、「朴君を囲む会」のネットワークをベースに、キリスト教のネットワークに頼りながら展開された。しかし1980年代は、

上述のような教育課題を結節点とする民闘連独自のネットワークが確立され、キリスト者による組織的な民闘連参加は、次のように目立たなくなった（事象4つ）。

<参考：1975 年当時の民闘連（上記コリアンスタディーズ論文、p.66）>

表2 「全国における民闘連の設立状況」

名称	状況
東北民闘連	民族差別問題を闘っているグループが少なく、在日韓国人のグループが皆無である状況から未だ設立されていない。「宮城朝鮮研究会」が教育労働者、自治体労働者との連携を模索。
関東民闘連	準備集会が74年11月に持たれたが凍結。内実を持たぬところで組織を作っても形骸化する恐れ。討議を経て75年7月結成集会。
中部民闘連	民闘連結成の動きは諒とするも力量不足でかなり困難。関係グループを糾合する目的で「朴君を囲む会名古屋連絡会」が75年7月に学習会的な討論会を予定。
関西民闘連	74年11月に設立集会。多くの個別闘争を担うグループがあるものの、連絡会議としての機能を果たし得ず停滞気味。KCC（在日韓国基督教会館）が活動の中心。兵庫民闘連も、関西民闘連に加盟。
兵庫民闘連	対尼崎市行政差別（児童手当など）闘争を進める中で結成。実に大きな成果を挙げた。「朴君を囲む会」が呼びかけ母体。14団体によって構成。
九州民闘連	民闘連を結成するに至っていない。「朴君を囲む会」のメンバー、韓国教会の牧師が中心となり行政差別をめぐっての闘いの呼びかけがなされている。

（1）「九州民闘連」

1980年代は九州地域からの活動の報告がなされなくなった。小倉（韓国）教会の崔昌華牧師とその家族は、指紋押捺拒否闘争の口火を切ったが、彼らの抵抗と民闘連との関係を確認することはできない。

（2）「関西民闘連」

KCC（在日韓国基督教会館）が活動の中心を担っていたが、1983年の全国交流集会（第9回）の主催を最後に、KCCの活動の報告がなされなくなった。KCCは生野地域でキリスト教の超教派連帯（エキュメニズム）をベースに活動を展開した。

（3）「関東民闘連」

川崎（韓国）教会が設立した社会福祉法人青丘社が関東地域の民闘連活動の拠点になった。88年には「神奈川民闘連」が作られた。

（4）RAIK（民闘連事務局）

RAIKは韓国教会が設立（1974年）した研究所であり、民闘連発足（1975年）と同時にその事務局となった。83年11月に「指紋押捺拒否訴訟全国連絡協議会」の事務局になり、その後の指紋押捺拒否闘争の展開を背景に「民闘連ニュース」の発行が滞った。89年に民闘連事務局が八尾（「大阪民闘連」、87年発足）に移され、「（全国）民闘連ニュース」の発行が以降はコンスタントになされるようになった。

以上

朝鮮半島出身被爆者支援活動から考える 被爆体験継承の意味

高橋優子
(大阪公立大学人権問題研究センター)

構成

01

はじめに

02

在韓被爆者とは

03

在韓被爆者と
冷戦下で継続する
植民関係

04

韓国教会女性
連合会の活動

05

おわりに

01

はじめに

はじめに

- 被爆者不在の時代における被爆体験の継承
- 当事者でないと過去は伝えられないのか？
- なぜ過去を継承し続ける必要があるのか？
- 根本(2018):被爆体験の継承が制度化されその意味が自明視されるようになった背景にある、広島市行政や教育による政治的力学
- 根本(2018):被爆者がいなくなっても「彼らの言葉を通じて<原爆>に対峙し、その意味と価値を問い続けなくてはならない」

はじめに

- では、被爆体験継承の価値や意味とは？
- 韓国教会女性連合会（한국교회여성연합회）による朝鮮半島出身被爆者の支援活動を事例に考える
- 理由①：支援者たちは被爆者でない→当事者以外が担える役割
- 理由②：被爆者支援に特化した団体ではない→支援活動を相対化してみることができる→継承の必要性を客観的に考える一助

02

在韓被爆者とは

在日朝鮮人人口の推移
(1911～1944年)



(出典：広島市長崎市原爆災害誌編集委員会 1979：349-350)

在日朝鮮人人口の推移（1935～1944年）

年	全国	広島県	長崎県
1935	625,678	17,385	7,229
1936	690,501 (10.4%)	19,491 (12.1%)	7,046 (-2.5%)
1937	735,689 (6.5%)	19,525 (0.2%)	7,625 (8.2%)
1938	799,878 (8.7%)	24,878 (27.4%)	8,852 (16.1%)
1939	961,591 (20.2%)	30,864 (24.1%)	11,343 (28.1%)
1940	1,190,444 (23.8%)	38,221 (23.8%)	18,144 (60.0%)
1941	1,469,230 (23.4%)	48,746 (27.5%)	22,408 (23.5%)
1942	1,625,054 (10.6%)	53,951 (10.7%)	34,515 (54.0%)
1943	1,882,456 (15.8%)	68,274 (26.5%)	47,415 (37.4%)
1944	1,936,843 (2.9%)	81,863 (19.9%)	59,573 (25.6%)

(出典：広島市長崎市原爆災害誌編集委員会 1979：350-351；カッコ内の数字は、前年からの増加率を示す。)

朝鮮半島出身被爆者数（上表：広島，下表：長崎）

広島	総数	死者	生存者
韓国原爆被害者協会（79年発表）	70,000	35,000	35,000
広島市・長崎市（79年発表）	25,000～28,000	5,000～8,000	20,000

長崎	総数	死者	生存者
韓国原爆被害者協会（79年発表）	30,000	15,000	15,000
広島市・長崎市（79年発表）	11,500～12,000	1,000～2,000	10,000

（出典：한국원폭피해자협회 2011:428, 広島市・長崎市原爆災害誌編集委員会 1979:354-357）

広島・長崎の比較

移住・動員時期

広島：1920年代から
長崎：1930年代後半から

広島：主に慶尚南道陝川から家族単位で移住
長崎：動員された単身男性労働者

移住経緯・状況

解放後の動き

広島：帰国もしくは日本残留
長崎：多くが帰国

03

在韓被爆者と 冷戦下で継続する 植民関係

1. 日韓国交正常化と在外被爆者の排除

- 原爆医療法（1957年）および原爆特別措置法（1968年）の制定
- 日韓国交正常化（1965年）
 - 日韓間の財産および請求権の問題は「完全かつ最終的に」解決済み
 - 被爆者問題はそもそも俎上に上がっていない
 - 未解決のままの植民関係（旧植民宗主国と旧被植民国の関係）
- 韓国原爆被害者（援護）協会設立（1967年）



2. 「402号通達」



- 孫振斗による「手帳裁判」
 - 最高裁で勝訴確定（1978年）
 - 原爆医療法に国家補償の性格
- 革新首長であった美濃部亮吉・東京都知事（当時）が、在韓被爆者・辛泳洙に被爆者健康手帳を交付（1974年7月）
- 辛の手帳申請当日、厚生省公衆衛生局長による内部通達「402号通達」 → **被爆者健康手帳の日本国外での無効化**

3. 戦争被害受忍論

- 「手帳裁判」勝訴後、日韓政府により渡日治療事業実施（1980～86年）
- 1979年、原爆被爆者対策基本問題懇談会（基本懇）設置
 - 1980年、すべての戦争被害は全国民が受忍すべきとする戦争被害受忍論を発表
 - 軍人・軍属以外の国民に対する国家補償を否定
 - 日本国民のみが対象＝**日本国民以外は議論の対象外**

4. 「人道的」医療費助成



- 渡日治療事業打ち切りを受け、在韓被爆者が23億ドルの国家補償の要求
- 1990年より日本政府が40億円の「人道的」医療費助成を開始
 - **国家補償の否定＝植民地支配の責任の否定**
- 韓国民主化後、在韓（在外）被爆者による裁判闘争始まる
 - **民主化までの韓国軍事政権下における抑圧**

5. 韓国民主化後の裁判闘争

- 2003年「402号通達」廃止により手帳が国外で有効に
- 2005年より国外での手当等の申請・受給が可能に
- 2008年より国外での被爆者手帳申請が可能に
- 2015年より被爆者援護法が在外被爆者にも適用

04

韓国教会女性連合会の活動

韓国教会女性連合会による在韓被爆者支援

- 超教派の女性キリスト者団体として1967年結成
- 「教会の変革、社会の変革、女性の解放」において先駆的働き



← 李愚貞 (1923-2002)
第4、5代会長 (1973-77)



孔徳貴 (1911-1997) →
第6、7代会長 (1977-81)

韓国教会女性連合会による在韓被爆者支援

- 1974年、当時の李愚貞会長と孔徳貴・人権委員会委員長が訪日。日本の女性キリスト者団体との交流の中で在韓被爆者問題への取り組みを開始
- 人権委員会が中心となって
 - ①日韓政府への救済要求
 - ②実態調査とその公表
 - ③医療的・経済的支援
 - ④社会的・心理的サポート

韓国教会女性連合会による在韓被爆者支援

- 核が必ずしも否定されていない韓国でいち早く反核の訴え
- 核と環境問題の関連性の指摘
- 女性や子どもへの関心、生活者への視点
- 日本の植民地支配の責任を追及

韓国教会女性連合会による在韓被爆者支援

◆ 日本の賛同者や協力者とのつながり

①日本キリスト教婦人矯風会

- ✓ 日本で最初の女性キリスト者団体として1886年設立
- ✓ 禁酒、一夫一婦制、公娼制度廃止、婦人参政権獲得、売春禁止、女性や子供への暴力の防止などを推進する運動
- ✓ 74年の日韓教会協議会でKCWU総務の具春会から在韓被爆者の存在を知る
- ✓ 主に募金活動を通じて在韓被爆者支援に協力
- ✓ 反核や在日韓国・朝鮮人の差別撤廃との関連

韓国教会女性連合会による在韓被爆者支援

◆ 日本の賛同者や協力者とのつながり

②松井義子 →友和会、「在韓被爆者を救援する市民の会」

- ✓ 結核療養中に会った無教会主義者・政池仁を通じて「隣人（隣国）との和解へのかかわり」に関心。友和会入会
- ✓ 在韓被爆者・辛泳洙の講演をきっかけに「市民の会」発足
- ✓ 「市民の会」では1978～98年まで会長
- ✓ 「市民の会」では特に90年代までKCWUと交流・協力（例：1983年の『在韓被爆者実態調査共同報告書』や対日本政府のロビー活動）



韓国教会女性連合会による在韓被爆者支援

◆ 日本の賛同者や協力者とのつながり

③YWCA

- ✓ 大阪YWCA会員でもあった松井が紐帯
- ✓ 「原爆絵画展」「平和月間」「ピースフェスティバル」などで在韓被爆者問題を取り上げる
- ✓ 平和をおびやかすほかの問題との関連（例：70年「『核』の否定思想に立つ」、李信愛らとの出会いによる日本の加害者性への気づき）



05

おわりに

おわりに

- 下田平(1979)：被爆者「個人」の体験から核廃絶の訴えという「普遍性」への飛躍、その間で抜け落ちた被爆体験の「清算」
- 韓国教会女性連合会の活動は、戦後復興を遂げる日本や冷戦下の東アジアにあって、「個人」と「普遍性」の間にある国家や社会の次元で未清算の問題を指摘
- 戦後処理、イデオロギー対立、エスニック・マイノリティ、ジェンダー
- 今日の社会にも通じる問題 →被爆体験の応用性

おわりに

- 当事者の体験や感情をまったく同じように追体験はできないが、それを理解することは可能
- 過去の問題が今も未清算のまま今日の社会を形作っていることを考えれば、その社会で生きている私たちにも、たとえ「直接的な罪」はなくとも責任の一端を担っているといえる
- 未清算の問題に取り組むと同時に、それを現在や未来に生かす方法を常に考え、行動に移すことこそが、当事者でない人のできる役割であり、過去の出来事を継承する意義

参考文献 (スライドで引用したもののみ)

- 下田平裕身「企業と原爆 三菱長崎製鋼所の原爆死亡者調査から」、『経済と経済学』42号、1979年、pp. 71-137
- 根本雅也『ヒロシマ・パラドクス 戦後日本の反核と人道意識』勉誠出版、2018年
- 広島市・長崎市原爆災害誌編集委員会編『広島・長崎の原爆災害』岩波書店、1979年
- 한국원폭피해자협회『한국원폭피해자65년사』한국원폭피해자협회、2011年

韓国民主化運動からみる在日朝鮮人のアイデンティティ —在日韓国青年同盟を中心に

2025 年 6 月 7 日

趙基銀*

1. はじめに

韓国民主化運動は、海外運動に支えられた。その中心運動を成していたのが在日朝鮮人運動である。民団民主化運動を主導したグループが民団から排除され、祖国統一運動を経て韓国民主化運動を展開するようになった。その際、韓国の元大統領候補である金大中と連帯して「韓国民主回復祖国統一国民会議」（韓民統）を組織して本格的に韓国民主化運動を展開した。韓民統は民団系在日朝鮮人団体が構成グループをなしており、在日韓国青年同盟（韓青）はその構成団体であって、組織力の弱かった韓民統を「行動隊」のように支えた。韓青の構成員は在日朝鮮人 2～3 世の青年であり、韓国民主化運動に参加することによって自らのアイデンティティを模索した。彼らはどういう思いで韓国民主化運動に参加し、韓国民主化運動は彼らにどのような影響を与えたのかをみる。

2. 在日韓国青年同盟（韓青）について

(1) 60 年代までの韓青

在日韓国青年同盟は韓国の李承晩政権の反共政策によって 1950 年 8 月に在日朝鮮人青年で構成され設立された「大韓青年団」の後身である。大韓青年団はそもそも李承晩に絶対服従を誓った指摘団体としての性格が強く、徹底的な「反共主義」に基づいている団体であった¹。大韓青年団が組織された時期は日本における「反共」拠点が必要とされた時期であったため、韓国政府は民団に「大韓青年団」の結成を要請し、青年組織の強化や在日朝鮮人の思想訓練も行った²。大韓青年団の設立に韓国政府の息が強くかかっているため、それまで主体的であった在日朝鮮人青年団体は非主体的な立場へと

* 趙基銀 - 東京外国語大学海外事情研究所・特別研究員、立教大学兼任講師。

この発表は、「民団系在日朝鮮人の韓国民主化運動―「連帯」のなかの「分断」」（博士論文）と「민단계 제일조선인의 한국민주화운동」『仁河大学校韓国学研究所』（第 59 集、2020 年 11 月）に基づくものである。

¹ 「大韓青年団」（1948. 12. 9～1953. 9. 10）は、大韓青年団は、李承晩の青年団体の単一化の指示により、大同青年団、青年朝鮮総同盟、国民会青年団、大韓独立青年団、西北青年会などの右翼青年団体などを統合して作った団体である。李承晩の命令に絶対服従を誓う団体であって、李承晩の親衛隊のようなものであった。

² 李敬南「青年運動半世紀(57)―大韓青年団[3]後方治安担当「防衛隊」へと変身」『京郷新聞』1987 年 12 月 16 日付き、9 面。鄭哲は『民団今昔 - 在日韓国人の民主化運動』（啓衆新社、1982 年）のなかで日本における「大韓青年団」の組織のために 50 年 4 月に韓国青年団の団長の安浩相と副団長の文鳳濟が日本を訪問したと記述しているが（『民団今昔』、前掲、297 頁）、実際に安浩相が来日したのは 5 月である。同年 4 月現在、大韓青年団の団長は申性模であり、申性模は 5 月 8 日付で大韓青年団の団長を辞任した（「申性模氏韓青団長辞任」（「申性模氏韓青團長辭任」）『京郷新聞』1950 年 5 月 9 日、2 面）。また、『民団 30 年史』では、5 月 14 日に安浩相が来日したと記している（民団 30 年史編纂委員会『民団 30 年史』在日本大韓民団居留民団、1977 年、64～65 頁）。

変わり、民団の参加団体のような扱いをうけていた³。

しかし、大韓青年団は 4.19 革命を受け組織改編し、組織名を「在日韓国青年同盟」（韓青）へと改称した。韓青へと改称したことには、三つの意義があった。①4.19 革命の「在日部隊」として 4.19 革命を継承することを表明したこと、②4.19 革命の精神に基づいて活動しながら本国の闘争に「連帯」しようとしたこと、③民団参加の青年組織が本国や民団の統制から主体的になろうと試みたことであった⁴。このような変化は、民団内の変化と連動していると言える。当時、民団は 4・19 革命に触発され「第 3 宣言」を発表し、本国に対し主体的な立場を取ることを表明した。このような民団内部の変化が「大韓青年団」の変化を促したと思われる。

韓青への組織改編は、在日朝鮮人としての立場を認識する転換点ともなり、その変化は綱領からもうかがえる。「大韓青年団」の時代に採択された綱領は、①祖国の完全な統一独立、②民主主義の正しい発展と実践、③真正な世界平和の実現などの 3 項目であり、これらに加え韓青の結成の際に民族意識の高揚と権益擁護が第 4 項目として新たに追加採択された⁵。韓青になってから新しく掲げた権益擁護は、韓青が本国との関係のみならず、在日朝鮮人としての立場や生き方を意識しはじめたことを意味する。このような韓青の認識転換の背景には、在日朝鮮人社会の世代交代がある。この時期は、在日朝鮮人 2・3 世が在日朝鮮人社会に占める割合が増えるにつれ、祖国との関係を「再設定」する動きが現れるのみならず、「在日する」ことが現実味を強く帯びてくることにより在日朝鮮人と日本社会との関係や日本における在日朝鮮人の権利問題が重みを増してきたといえる。

韓青は 61 年 5 月 16 日に韓国において軍事クーデターが発生すると、7 月 5 日に反対声明を出した。さらに民団の抵抗勢力が組織した有志懇談会（有志懇）の活動を支えるなど民団民主化運動にもかかわるようになり、民団とも対立関係となった。韓青のこのような変化をうけ、民団内には反韓青動きが生まれた⁶。そして、62 年 5 月の民団「全国地方本部団長会議」において韓青は「民団の瓦解と破壊を企図する不純分子」と非難され、72 年 5 月には「韓青中央執行部乱動糾弾大会」が開催され、この大会にて「韓青刷新行動委員会」が結成されるなど反韓青執行部運動も展開され⁷、反韓青執行部運動が民団内で展開された。

韓青が韓国政府の政策に反する立場に立ったことで韓国政府との葛藤は深まることになった背景には、60 年代は日韓条約の締結により在日朝鮮人の法的地位が決まったこと、二つ目は在日朝鮮人社会の「分断」が明白になったことがあった。日韓条約の中の「在日韓国人の法的地位および待遇に関する協定」は在日朝鮮人に永住権を与える際、国籍欄に「韓国」と記載することを定めており、そのために在日朝鮮人社会は韓国籍と「朝鮮籍」の人々とに分けられ、目に見えない「分断線」が形成されるようになった。韓青は「法的地位要求貫徹闘争」を展開し、韓学同とともに「韓青・学同法的地位要求貫徹闘

³ 鄭哲『民団今昔—在日韓国人の民主化運動』（啓衆新社、1982 年）、298 頁及び 300 頁。

⁴ 座談会「60 年代韓青同を語る」『季刊統一路』第 28 号、在日韓国青年同盟、1980 年 12 月、117 頁。

⁵ 綱領の第 1 項目から第 3 項目は、56 年 10 月 25 日の「大韓青年団」の第 5 回大会において決まったものであり、第 4 項目は韓青へと改称した際に追加されたものである（在日韓国青年同盟結成 50 周年記念資料集『在日韓国青年同盟結成 50 周年記念式』、在日韓国青年同盟、40～41 頁）。

⁶ 民団内に青年中心の「在京青年有志懇談会」が結成され、62 年 3 月には韓青中央本部が襲撃されるなどのことが起きた（在日韓国青年同盟結成 50 周年記念資料集『在日韓国青年同盟結成 50 周年記念式』、前掲、42 頁）。

⁷ 在日本大韓民国青年会愛知県地方本部（青年会）建青／大韓青年団／韓青「民団あいち 60 年史」、サイト <http://mindan-aichi.org/test/60nensi/3-2.pdf>（2014 年 7 月 20 日閲覧）。

起大会」を共催した⁸。韓青は翌年の 65 年 3 月 3 日に「法的地位要求貫徹非常闘争実行委」を組織した⁹。さらに韓学同とともに同月 9 日から 11 日まで「第 1 次韓青・学同法的地位・平和線死守闘争」を、同月 24 日から 25 日まで「第 2 次韓青・学同法的地位・平和線死守闘争」を展開した¹⁰。

そして、日本政府が法的地位協定の発効（66 年 1 月 17 日）後、外国人学校法案を 68 年 3 月 12 日に国会に提出すると、韓青は「民族教育死守外国人学校法案反対中央決起大会」を皮切りに外国人学校法案に対する反対運動を展開した¹¹。日本政府は 67 年 6 月 9 日に法務省に「出入国管理令改正準備会」を設置し「出入国管理令」（以下、入管法）の改定に本格的に取り組み、69 年には法案改訂案を発表した。この入管法は、在日朝鮮人を日本に一時滞在する外国人同様の扱いをしており、在日朝鮮人の権利を制限するものであった。これに対し、韓青は 69 年 4 月 18 日に開催された「4・19 革命 9 周年記念青年学生決起集会」を機に入管法への反対運動を展開した¹²。また、日韓会談に反対する立場に立ち、日韓条約の締結にもとづいて在日朝鮮人の権利を抑圧する日本の政策に反対する運動をも展開した。しかし、このような韓青の運動は基本的に韓国政府の政策と対峙するものであり、結果的には韓青は民団から排除されることになる。

（2）韓青の韓国民主化運動 ・ 70 年代の運動

韓青は 72 年に 7・4 共同声明が発表されると、7 月 7 日に民団民主化運動勢力や韓学同と共同で「声明支持歓迎大会」を開催した。しかし、この日は、韓青が民団から排除される日でもあった。同日に民団では第 20 回中央委員会が開催され、この委員会にて韓青と韓学同に対し傘下団体認定を取り消した¹³。韓青が民団傘下団体認定を取り消されたことは、韓青が有志懇や自守委などの抵抗勢力の組織的基盤となって祖国統一運動や韓国民主化運動を展開する契機となった。韓青には多くの地方組織があり、強い組織力をもっていたため、独自の運動を展開する力があつた。韓青の地方組織のなかで、のちに韓国民主化運動へと路線転換したのは、主に東京・埼玉・神奈川・栃木・静岡・長野・愛知・大阪・京都・兵庫・三重・滋賀・広島・仙台・北海道などの地方本部であった。これらの地方本部は、70 年代の韓青の映画上演運動などを支えた¹⁴。

72 年 7 月に南北共同声明（共同声明）が発表され、在日朝鮮人社会に祖国統一への希望は高まり、共同声明を支持する動きが現れた。民団民主化運動グループは「声明支持歓迎大会」を主催し、また総連大田支部と共同で支持大会を開催した¹⁵。祖国統一への期待が高まり、民団民主化グループは「民族統一協議会」を結成し本格的に統一運動を展開し、韓青も統一運動に参加した。しかし、朴政権が維新

⁸ 在日韓国青年同盟結成 50 周年記念資料集『在日韓国青年同盟結成 50 周年記念式』、前掲、44 頁。

⁹ 同前。

¹⁰ 在日韓国青年同盟結成 50 周年記念資料集『在日韓国青年同盟結成 50 周年記念式』、前掲、98 頁。

¹¹ 同前。

¹² 同前。

¹³ 「新しい指導力の確立」『民団 50 年史』、在日本大韓民国民団中央本部、1997 年、110 頁。

¹⁴ 「韓青が連続集会」『民族時報縮刷版』（1980 年 7 月 15 日付（3 面）、973 頁）および在日韓国青年同盟結成 50 周年記念資料集『在日韓国青年同盟結成 50 周年記念式』（前掲、51～52 頁）、『先駆』（第 3 号、1976 年 12 月、52 頁）。

¹⁵ 在日韓国青年同盟結成 50 周年記念資料集『在日韓国青年同盟結成 50 周年記念式』、前掲、2010 年 12 月 5 日、49 頁。

憲法を發布し維新体制に入ってしまった、祖国統一への夢は散ってしまった。そのため、民団民主化運動勢力は祖国が民主化されない限り祖国統一はないという認識を持つことになり、韓国民主化運動を展開するようになった。このような認識転換は、朴政権の維新憲法による 7・2 共同声明の実現可能性の希薄化などにより韓国民主化を強く認識するようになったうえ、72 年 2 月に開催された韓青の冬季講習会にて韓国民主化運動の重要性を強調した金大中の講演に触発されたからである。

70 年代は、在日朝鮮人社会において日本への定住が現実味を帯びつつあり、2 世が中心となった個人レベルの権利獲得運動が展開されるようになった時期でもある。2・3 世が中心である韓青は、このような在日朝鮮人社会の変化をくみとり韓国民主化運動と権利獲得運動とを同一線上において行った。

韓青の 70 年代の運動は、綱領にも現れているように主に反体制運動や金大中を初めとする政治犯、在日朝鮮人政治犯の救援運動、日本の汚染産業の韓国への輸出反対運動であった。また、韓民統の結成後は、韓民統の組織的な基盤形成に助力するとともに、運動においては「行動隊」のように先鋒に立つことが多かった。また、韓民統が制作した映画などの制作や上演運動を展開し、デモ、自転車デモ、駐日大使館の前での抗議活動を行った。

・「若き獅子」韓青の理念－4・19 革命

何より、70 年代は、韓青にとって運動における理念づくりの時期であったといえる。韓青の組織や運動の基本精神は、4・19 革命にある。5・16 軍事クーデターが起きた際、韓青は軍事政権や 5・16 クーデターをめぐり民団執行部と対立するようになった。61 年 7 月 6 日には、「民政移管要求声明」を発表し反対を表明した¹⁶。韓青が朴政権に対し「民政移管要求声明」を発表したのは、朴政権に対する初めての抵抗であったといえる。それが可能だった背景に 4・19 革命がある。「民政移管要求声明」は韓青が 4・19 革命を完成させたいという思いであり、そしてそれを実践した初めての動きであったといえる。

韓青は自らを「4 月革命の理念を自らの理念として掲げ、それを実践していく組織」とであると位置づけている¹⁷。また、日本において 4・19 革命を支持し、さらにその精神を継承するとともに、反封建・反外勢・反独裁・反買弁の「四反理念」の実現を目指すことを組織活動の理念とした¹⁸。

韓青が 4・19 革命の精神に基づいて運動を展開した代表的なものが「4 月の若き獅子運動」¹⁹である。「4 月の若き獅子運動」は、75 年 8 月 31 日に開催された第 17 回中央委員会にて決定した運動である。この中央委員会にて「打ち立てよう！民主解放のセナラを！」²⁰というスローガンの下で 4・19 革命の精神を継承し発展させることを表明し²¹、「4 月の若き獅子運動」を展開することを決めた。この運動は、韓青のメンバーらが組織の活動としてのみならず、日常生活においても 4・19 革命の精神を実践していくことを目指したものである。「4 月の若き獅子運動」は、「全行動、同盟生活、そして一般生活にいたるま

¹⁶ 在日韓国青年同盟結成 50 周年記念資料集『在日韓国青年同盟結成 50 周年記念式』、前掲、41 頁。

¹⁷ 同前。

¹⁸ 韓東哲「韓青同の二〇年の歩み－70 年代を中心に」『季刊統一路』第 28 号、在日韓国青年同盟、1980 年 12 月、99～100 頁。

¹⁹ 「若き獅子」は、4・19 革命の際に闘った学生たちを指す言葉である。

²⁰ セナラは、韓国語で「新しい国」という意味。

²¹ 在日韓国青年同盟中央本部常任委員会「一九七五年同盟運動総括」『先駆』（第 3 号、1975 年 12 月、5 頁）および「祖国に捧げた若さ－屈することなく前進を誓う」『民族時報縮刷版』（1975 年 9 月 1 日付（3 面）、343 頁）。

で四月革命精神を受け継ぎ、全人格をかけて自らを革新していこうとする」ものであり、「支部日常活動」を強化するための運動でもあった²²。「支部日常活動」は、「4月の若き獅子となろう・さがそう・つくろう」というキャッチ・フレーズの下で、民族的に生きることはもちろん、韓国民主化運動や在日朝鮮人の諸問題について常に学習・討論・行動・点検することを日頃の活動とするものである²³。

韓青の4・19革命にかけた思いは、韓国の労働運動への支援にも現れた。70年代後半韓国の労働者の闘争が目立つようになると、韓青は79年1月21日に「韓国民主化のための労働者と政治犯の闘争を支援する署名カンパ運動全国熱誠者会議」を開催し、政治犯と労働者を支援するための署名運動を展開した。また、81年9月6日に開催された「韓日政治会議」を糾弾する韓青全国熱誠者大会^{ママ}では、「本国労働者支援青年委員会」を発足し韓国の労働者の実態を報告し、学習資料の制作や支援のためのバザー開催などを行うことを決定した²⁴。

・韓青の80年代の運動

80年に光州民衆抗争が起きると、韓民統は同年6月1日に「光州大虐殺糾弾・軍政打倒決起大会」を開催し、光州における民衆弾圧を批判した。韓青はこのような韓民統の運動を支えるとともに、前述した各地方本部も個別に糾弾大会を展開した²⁵。

光州民衆抗争の後、韓国内の民主化運動が反外勢へと変わったことを受け、民団系在日朝鮮人の韓国民主化運動は、反戦・反核運動と並行した反米や反日運動が中心になった。反米・反日運動の一環として83年にレーガン訪韓反対運動、84年に全斗煥訪日反対運動を展開した。特に、日本の新植民地侵略という認識が背景にあり、韓青は韓民統や韓学同とともに「全斗煥訪日阻止在日韓国人中央共闘委員会」を結成し全斗煥の訪日反対運動を展開した。

韓青は、レーガン訪韓・全斗煥訪日反対運動を含んだ80年代の前半期における運動を主にキャラバン形式を取って行った。82年6月26日から7月4日まで韓民統とともに「韓国民主化・統一促進、反戦・軍縮在日韓国人全国キャラバン」を行い²⁶、83年11月7日から11日の間は「レーガン訪日・訪韓を反対するキャラバン隊」を結成した²⁷。84年には「全斗煥訪日阻止韓青キャラバン」を展開した²⁸。キャラバンは演劇の上演活動の連続線上にある運動として韓国民主化運動の方針や目的を広範な地域、特に「同胞」がいる周辺のところでも集中的に広報できる利点があり、若い世代が中心になっている韓青に適した運動であったといえる。

しかし、80年代に入ってから韓青は個別に独自の運動を展開するよりも、韓民統とともに集会や大会

²² 韓東哲「韓青同の二〇年の歩みー70年代を中心に」『季刊統一路』、前掲、112頁。

²³ 在日韓国青年同盟中央本部常任委員会「一九七五年同盟運動総括」『先駆』第3号、1975年12月、5頁。

²⁴ 「本国労働者支援青年委設置決定ー韓青全国熱誠者会議」『民族時報縮刷版』、1981年9月21日付（3面）、1111頁。入手した韓青の資料のなかで、「本国労働者支援青年委」の結成時期が分かるものがないため確実ではないが、82年2月15日付の『民族時報』（「韓青ー韓国労働者・学生支援1日10円カンパ運動」『民族時報縮刷版』、1165頁）掲載の韓青の労働者と学生支援のための1日10円カンパ運動に関する記事のなかで、組織のニュースの第3号が発行されたと記載されたことから鑑みると81年10月～11月に結成されたようである。また、組織名も「韓国労働者・学生支援委員会」となっている。

²⁵ 「韓青が連続集会」『民族時報縮刷版』1980年7月15日付（3面）、973頁。

²⁶ 在日韓国青年同盟結成50周年記念資料集『在日韓国青年同盟結成50周年記念式』、前掲、59頁。

²⁷ 同前。

²⁸ 在日韓国青年同盟結成50周年記念資料集『在日韓国青年同盟結成50周年記念式』、前掲、60頁。

などを共催する形の運動を展開することが多くなった。その背景には、韓民統の運動が 80 年代に入り弱体化し、そのため韓青が韓民統の運動の実践的な部分を多く担うようになったことが考えられる。それは、韓青が組織的な拡大や結束力などの強化を促すことにつながった。韓青は 81 年 10 月 10 日～11 日に開催された「全国支部活動家経験交流集会」では、学習の強化と幹部活動家の育成や「在日韓国人」青年運動論の確立などが強調された²⁹。

このように韓青が 1 世中心の運動において実践的な部分で担ったことは、民団民主化運動の時期や 70 年代の韓国民主化運動の時期にもあった。それは、先述した韓青の組織力と 2・3 世中心のメンバーの行動力にその要因をみることができるだろう。そのためか、韓青は自らが韓民統や韓民連の結成を主導したという認識を強くみせている³⁰。反面、ある元韓民統関係者は韓民統の運動は 1 世が「実践的な部分」を担当し、韓青は韓民統の「行動部隊」として運動を推進したと評価している³¹。このような認識の違いは、民団民主化運動から韓国民主化運動に至るまで 1 世の運動を韓青が実践の部分を支えたからくと思われる。元韓民統関係者の証言以外の様々な資料を鑑みても、運動において 1 世は運動の企画や資金調達、そして運動における人脈などの面を担い、韓青は運動の実践的な部分を担っていたことは確かである。そのため、韓青が韓国民主化運動を主導したということは一部分当てはまる。

・文化活動を通じての運動ー「政治と文化の一体化」³²

韓青の運動の特徴は、文化活動に重点をおいて運動を行ったことである。韓青はメンバーの民族的自覚を高める目的から 60 年代から文化活動を展開していたが³³、70 年代には「政治と文化の一体化」を掲げ文化活動を韓国民主化運動に積極的に取り入れたのである。その「政治と文化の一体化」は、演劇の制作・上演を通じて韓国の事情を伝え韓国民主化運動への支持・支援世論を形成しようとする活動である。

韓青のこのような運動のやり方は韓国から影響を受けたものである³⁴。韓青は 74 年から演劇などを上演した。74～75 年の「鎮悪鬼」（以下、「チノギ」）、75 年の「苦行 1974」、77 年の「ソウルへの道」、78

²⁹ 「韓青全国支部交流集会開くー「日常活動の充実と幹部の育成を」」『民族時報縮刷版』1981 年 10 月 21 日付（3 面）、1123 頁。

³⁰ 韓青は、「海外同胞の民主基地である韓民統・韓民連を生みだした」という表現を使った。当時の韓青の運動における自負心が伺える表現といえる（「特集・韓青の 20 年の歩み」『季刊統一路』第 28 号、在日朝鮮人青年同盟、1980 年 12 月、107 頁）。水野直樹さんは、当時の運動において韓民統はあまり聞いていなかったと述べた。朝鮮史研究会第 60 回大会の打ち上げの場においての談話でのものである。

³¹ この元韓民統関係者は、韓民統の組織に携わった人で匿名を強く希望した（イニシャルでの表記も断った）。筆者がインタビューを行ったのは 2014 年 7 月 22 日であり、インタビュー場所は新宿の喫茶店である。そして、元韓民統関係者がいう「実践的な部分」の意味は、インタビューの流れで判断すると運動の企画や運営に関する部分を指すと思われる。

³² 「1975 年同盟運動総括」『ソング』（先駆）第 3 号、在日韓国青年同盟中央本部常任委員会、1975 年 12 月、5 頁。

³³ 座談会「60 年代韓青同を語る」『季刊統一路』第 28 号、前掲、118 頁。

³⁴ 韓国では、大学生により 70 年からタルチュムが公演された。タルチュムの公演は、後に独裁政権や政治的・社会的状況を風刺、または批判するために演劇、タルチュム、マダン劇、ノレ劇、クッなどのジャンルの文化公演を企画・上演する民主化運動の一つの形式になった韓国では、民主化運動に参加した大学生らによりこれらの形式を借りた公演が 74 年くらいから行われた（民主化運動記念事業会研究所編『韓国民主化運動史 2ー維新体制期』、前掲、478 頁）。これは 80 年代の農村や工場などの民衆に直接接しながら民衆の意識を変えようとする「現場活動」の土台となった。

年の「炎の叫び」などの上演である。これらの公演は韓国の農民貧困や出稼ぎにいく人の哀歓、労働闘争などを描いたものであって、仮面劇などで企画・制作され地方を巡回する形で講演された。韓青は「ソウルへの道」の公演を通じて、民衆により歴史がつくられるべきであること、韓青の青年が「韓国人」としての主体性をもち民衆の遺産としての芸術、文化や日常生活において日韓連帯を進めることを訴えた³⁵。そして、韓青の団長である金君夫は、「ソウルへの道」について韓青の青年が朴政権を倒し、韓国を民主化させて祖国に帰ることを意味すると述べた³⁶。

80年代に入ってから、84年に「われらが再び立ち上がる日」と「炎よ私をつめ」を上演した。「われらが再び立ち上がる日」は12月2日に韓青東京本部が制作・上演した創作劇として、韓国の清溪被服労組の再建闘争や韓国労働者福祉協議会の結成の過程を描いたものである³⁷。同月9日には、韓青大阪本部が「炎よ私をつめ」を上演した³⁸。これ以外にも、光州民主化運動の直後は光州民衆の運動やそれに対する全斗煥政権の弾圧や虐殺などに関するニュースを編集したフィルムで映画を制作して上演するか、光州関連写真集を作ったという³⁹。

さらに、86年に入って韓青は韓国の演劇ジャンルの一つであるマダン劇⁴⁰を取り入れた公演を行った。86年6月1日に、韓青兵庫県本部と韓民統関西事務所が「韓国民主化支援・民主改憲のマダン」を共催し、韓国民主化を支援するためのバザーと講演会を行うとともに、マダン劇である「民主回復のコリックッ」を上演した⁴¹。このような活動は、民族的なものを希求していた在日朝鮮人青年の思いとも合致するものであった。特に、タル（お面）を利用したマダン劇やクッなどは、民族の文化を経験しようとする韓青の考えとも通じる活動であったといえる。

韓青の活動で注目すべきことは、前述した全ての公演は韓国語で行われたことである。マダン劇などの上演は韓国語の習得や文化に関する知識までもを要求するものであったため、これらを通じて在日朝鮮人青年が民族的なものに接することができ、韓青メンバーらが結束する大きな力となったといえる。

韓国語で行われる文化活動を通じての運動は、韓青のみならず、在日朝鮮人2・3世へと拡大された。87年3月21日から23日まで、韓国の作家である黄哲暎の総指揮により統一を願う「統一クッ」を上演した。在日朝鮮人青年にとって母国語で公演することは、単なる文化活動や運動ではなく母国語の習得を通じて民族を経験する行為であった⁴²。

韓青がこのように韓国語による文化活動が可能だったのは、講習会などの組織のプログラムを通じてウリマル（われわれの言葉）や祖国の伝統文化に接する機会があったからであった。このような韓青の試

³⁵ 金君夫「「ソウルへの道」フェスティバルの意義－韓日連帯運動の大きな広がりをつくる」『ソング』（先駆）第16号、1977年7月、53～54頁。

³⁶ 同前、52頁。

³⁷ 「労働者支援バザー創作劇も発表－韓青が東京、大阪にて」『民族時報』1984年12月11日付、1面。

³⁸ 同前。

³⁹ 李相浩さんの証言（2018年2月7日のインタビュー）。李相浩さんによると、韓青の何人かが集まったとき光州の民主化運動は報道されないし、虐殺の問題や色々なことをキャンペーンすべきだと話があったという。映像がいいものが入ってこないで短編的に入ってくる映像を編集したという。

⁴⁰ 「マダン」は、狭義の意味では敷地内の空き地や庭を意味するが、広義の意味では何かを行う場を指す。

⁴¹ 「韓国民主化支援の民衆劇－兵庫で「民主改憲のマダン」」『民族時報』1986年6月11日付、6面。「コリ」は、町や街を意味する。「コリックッ」は、町や街で行われるクッを指して、地域の住民や労働者を対象にした公演のことを意味すると思われる。

⁴² 「マダン劇－「統一クッ」東京で公演在日2、3世青年が母国語で」『民族時報』1986年4月1日付、4面。

みをうかがえるものとして、「愛国自強運動セ・マ運動ーマル、マウム、マウル」を挙げることができる。

「愛国自強運動セ・マ運動ーマル、マウム、マウル」は、77年2月18日から20日まで開催された第13回冬期講習会において提唱された運動である。セ・マは、セ(세=三つ)のマ(마)を意味する。세(三つ)の마である말(言葉)・마음(心)・마을(村)を掲げるものであった。これらの말(言葉)・마음(心)・마을(村)は、民族的になるためには韓国語を習得し、民族的に生きること、その土台になる韓青の組織を強化することを意味するものである⁴³。韓青の支部のなかでは、ウリマルや祖国の踊りや伝統楽器を学ぶことを組織の日頃の活動の一つとしているところもあった⁴⁴。在日朝鮮人2・3世が中心となっている韓青にとって韓国語の習得は運動の基盤となるものであり、文化活動を展開する際に最も重要な条件であったといえる。

また、毎年開催される韓青の冬期・夏期講習会は、祖国の言葉や歴史などを勉強できる機会にもなった。韓青の冬期・夏期講習会は、65年に始まった⁴⁵。講習会のプログラムは、大衆的講習会、「国語」講習会、歴史、情勢の学習会、民族文化継承の活動、スポーツ活動などで構成された⁴⁶。講習会は、民族的なものを経験する場でもあり、当時の韓国民主化運動と関連した様々な政治的・社会的な状況および、韓国の現代史、韓国が抱えている政治的・社会的問題、在日朝鮮人や民団について学習・討論する場でもあった。

・日本人労働者との連帯

韓青の公演は韓国の労働者や民衆の貧困を描いたものが多く、韓青と日本の労働者、そして韓国の労働者や日本の労働者との「連帯」を試みる方法の一つでもあった。例えば、日本人労働者は韓青の演劇を観覧し、韓国の労働者のためのバザーに出品された商品を購入するなど韓国労働者を支援した。要するに、韓青は運動の一環として文化活動を展開することで韓国の民主化運動や労働運動に関する世論形成や、日本労働者との「連帯」を促す役割を果たしたことである。

林武澤は、韓青の運動が日本社会や日本人と接することや日本社会の差別や不条理を是正することよりも、本国の抱えている問題を解決することを優先したと批判している⁴⁷。林の批判は韓青のみならず、韓国民主化運動に関わった民団系在日朝鮮人が抱えている問題であった。そのため林の批判は一理ある。しかし、林は韓青の運動が日本人との「連帯」をも志向していたことには目を向けていない。韓青が演劇や映画の上演運動を通じて韓国の労働運動を支持・支援したことは、何より韓青を構成している青年たちの中には労働者として仕事をしながら活動をしていたため、労働問題はまさに自分の問題であったからである。そして、日本で民族差別を背景にしている就職差別に苦しむ在日朝鮮人の問題や労働環境を改善しようとする日本の労働者の問題を視野にいれたものであったといえる。

3. 民団系在日朝鮮人2・3世のアイデンティティと韓国民主化運動

⁴³ 林茂澤『在日韓国青年同盟の歴史－1960年代から80年まで』（新幹社、2011年、194～195頁）及び韓東哲「韓青同の二〇年の歩み－70年代を中心に」（前掲、112頁）。

⁴⁴ 林茂澤『在日韓国青年同盟の歴史－1960年代から80年まで』、前掲、97頁。

⁴⁵ 65年1月23日から25日に第1回目の冬期講習会が開催された（林茂澤『在日韓国青年同盟の歴史－1960年代から80年まで』、前掲、63頁）。

⁴⁶ 韓東哲「韓青同の二〇年の歩み－70年代を中心に」『季刊統一路』、前掲、112頁。

⁴⁷ 林茂澤『在日韓国青年同盟の歴史－1960年代から80年まで』、前掲189頁。

韓青が韓国民主化運動や祖国の統一において主体的な存在になろうとした。それは、また民族的に生きる道でもあった。その民族的に生きる意志に最も影響を与えたのが徐勝の「積極的民族主義」であった。

「積極的民族主義」は韓青のみならず、当時の在日朝鮮人社会に多大な影響を与えた思想である。「積極的民族主義」は、韓国に留学のために渡航し直接韓国民主化運動に参加し「学園浸透スパイ団事件」で政治犯となった在日朝鮮人の徐勝が提示した概念である。徐勝は 72 年 11 月 23 日に行われた第 2 回目の公判で最終陳述を述べたが⁴⁸、その陳述のなかで韓国民主化運動に参加する理由として積極的民族主義を挙げた。

日本にいる僑胞は韓国人としての意識をもってはいても、それはどこまでも基礎的なものにすぎず、差別されるが故に自らが韓国人であることを感じ、意識する。逆にいうならば、積極的意味での民族意識を自覚し得ないでいるのであります。積極的民族意識というのは、先程も述べたように、自国の文化、歴史、伝統、言語その他全ての事柄を深く理解し、認識し、それらを愛し誇りとすることであり、そして実際に豊かな統一された世界に誇るに足る祖国をもつことであり、更には全民族的一体感を確固とし、紐帯を強めることであります。このような三つの条件を内容として、積極的民族主義が成立するものと私は考えます。⁴⁹

徐勝は、差別によって認識される民族主義は負の側面を帯びている消極的なものであると考えた。さらに、自国の言語や文化などを身につけようとする積極的な民族意識に基づいて、祖国の統一のために民族的紐帯を強めることにより、積極的民族主義が確立されると認識していた。そして、徐は祖国の「分断」は民族の「分断」につながり、それは在日朝鮮人社会が祖国に対する確固たるイメージをもつことを困難にしたと認識した⁵⁰。すなわち、誇るに足る祖国は統一された祖国であって、祖国統一のために韓国の民主化は成し遂げるべき課題であった。そして、祖国の現実問題に積極的に関与しようとする姿勢の現れが韓国民主化運動への参加であり、韓国民主化運動への参加は民族的行為であった。それはまさに、徐勝が主張している「積極的民族主義」の発現である。この「積極的民族主義」は、民族団体として活動していた韓青が韓国民主化運動を展開する際の一つの思想的基盤となった。

・「建国帰国思想」

韓青の委員長である金君夫は、積極的民族主義は在日朝鮮人青年がおかれている「在日」・日本・祖国の状況をより深く認識することであり、自らが置かれた状況を分析することで祖国というのが自分の人生の眼前に現れることだという⁵¹。それは、自らの置かれている状況を認識し、分析することで自分の生き方が決まり、またその生き方というのは祖国に働きかけることである。金君夫は、積極的民族主義と「建国帰国思想」とが目指しているところが同様なものであるとみていた。

⁴⁸ 徐君兄弟を救う会編「徐勝君最終陳述（要旨）」『徐君兄弟を救うために―第 I 分冊』影書房、1992 年、165 頁。

⁴⁹ 同前、166 頁。

⁵⁰ 同前。

⁵¹ 金君夫「在日韓国青年の解放への道」『ソング』（先駆）第 17 号、韓青出版社、1977 年 8 月、72 頁。

それでは、本当の積極的な民族意識とは何か。彼は三つあげている。自国の文化、歴史、伝統、言語その他を深く認識し、それを愛し誇りとするものである。二番目に実際において統一された祖国をもつという事、三番目に全民族的な生き方を確固としてもつ事だといっているわけです。これは、韓青同が過去十六年間の非常に血みどろの闘いで勝ちえた一つの理想、愛国主義に依拠した所の建国帰国の思想に一致するわけです。⁵²

そして、積極的民族主義の立場に立った「建国帰国の道」を生きてのが在日朝鮮人 2・3 世の生き方であり⁵³、それを集団で、大衆的に行うのが韓青の運動であると述べた⁵⁴。「建国帰国の道」とは、「在日韓国人」は民族主体性をもって生きることのできる、健全な統一独立した祖国をうちたてることに未来が開き、自由意志で祖国へ帰ってゆくことである⁵⁵。金君夫は、このような考え方を「建国・帰国思想」と定義し⁵⁶、「自らの手で健康な祖国をうちたて、その国に永遠に帰依するという考え方」とであると述べた⁵⁷。この思想は「積極的民族主義」に基づいたものであり、韓青の韓国民主化運動と祖国統一運動の根幹になる思想として提示された。

「建国・帰国思想」は、76 年 2 月 14 日～16 日の 3 日間にかけて開催された第 12 回韓青全国冬季講習会にて金君夫委員長が提示したものである⁵⁸。さらに、77 年 3 月 6 日に開かれた「3・6 全国交流集会」での基調報告のなかで金君夫は、在日朝鮮人 2・3 世が積極的な民族主義の立場に立って「建国・帰国思想」をもち、民主化運動勢力と「連帯」し、韓国の民主化と祖国の統一の実現のために闘うことが在日朝鮮人青年の人間の解放への道になると主張した⁵⁹。

ところで、彼らが考える「帰国」は、言葉どおり統一した祖国に帰ることを意味しているのだろうか。単に生きる／住む場所を統一した祖国に移すことを意味するのではなく、統一された祖国に精神的拠りどころ、「永遠に帰依する」ところを希求していたのではないか。それは、韓国民主化運動を展開していた韓青が同時に権利獲得運動をも展開したことからもうかがえる。韓青は、在日朝鮮人青年は日本社会における様々な差別により人間的に生きることを否定されていると認識しており⁶⁰、在日朝鮮人に対する差別的な政策を是正することや民族性を取り戻すことから人間的に生きる道を模索し、ひいては韓国の民主化や祖国の統一のために闘うことから在日朝鮮人青年の未来が開かれると認識していた⁶¹。韓青の権

⁵² 同前、73 頁。

⁵³ 同前、72 頁。

⁵⁴ 同前、73 頁。

⁵⁵ 「3・6 全国交流集会－在日韓国人青年の輝かしい未来は韓国の民主化と祖国統一の中に」『ソング』（先駆）第 13 号、在日韓国青年同盟中央本部常任委員会、1977 年 4 月、36 頁。

⁵⁶ 金君夫「在日韓国青年の解放への道」『ソング』（先駆）第 17 号、韓青出版社、1977 年 8 月、73 頁。「建国・帰国思想」は、『先駆』では時々「帰国・建国思想」と混用された。ただ、金君夫は「建国・帰国思想」という呼び方を提案し、これらの呼び方に込められている主張は変わらないため、金君夫の使い方を優先することにする。

⁵⁷ 金君夫「積極的民族主義と在日韓国人青年」『ソング』（先駆）第 9 号、在日韓国青年同盟中央本部常任委員会、1976 年 11 月、43 頁。

⁵⁸ 「民族統一앞당기자」『民族時報縮刷版』1976 年 2 月 21 日付（5 面）、391 頁。

⁵⁹ 韓国人側基調報告「3・6 全国交流集会－在日韓国人青年の輝かしい未来は韓国の民主化と祖国統一の中に」、前掲、36 頁。

⁶⁰ 同前。

⁶¹ 同前。

利獲得運動や韓国民主化運動は、その認識が行動として現れたものである。

さらに、権利擁護運動は、在日韓国人 2 世・3 世青年の民族意識の覚醒を図り、民族的主体性の確立を提起し、また権利意識を高揚させたと評価されていた⁶²。これは、差別により民族性を自覚する消極的民族主義とは異なり、その差別と闘うことで民族性を自覚するという論理であり、積極的に行動をとることと獲得された民族性は祖国に働きかける「建国・帰国思想」につながるといえる。

・民団系在日朝鮮人の韓国民主化運動における立場－「総合民主化戦略」

韓民統の運動が金大中との「連帯」により在日朝鮮人としての主体的立場を堅持することができなかったことに対し、韓青は韓国民主化運動において主体的であろうとした。韓青のメンバーである金重慶は、韓国民主化運動において在日朝鮮人が韓国内の運動を支援する立場にとどまることに疑問を感じていた⁶³。金は、在日朝鮮人青年運動が反外勢反独裁民主化運動において「従」なる位置にしかいないことに問いを投げかけた⁶⁴。また、民団系在日朝鮮人の韓国民主化運動勢力を「本国民民主化闘争における基本勢力」として位置付け、韓国民主化運動を展開するに当たって主体的意識と役割に対する自覚が必要だと主張した⁶⁵。

金重慶は、民団系在日朝鮮人が韓国民主化運動を展開する際の戦略として「総合民主化戦略」⁶⁶を提案した。金は、本国の民主化運動勢力の民主化運動を「反独裁闘争において直接的で有効な戦い」として位置づけ、そして海外における韓国民主化運動を「反外勢闘争において直接的で有効な戦い」として位置づけた。これらの闘いが共になってこそ「直接的で有効な闘い」となり、この「直接的で有効な闘い」をもって「強力な反外勢反独裁民主化闘争を展開していく」ことが「総合民主化戦略」であると述べた⁶⁷。

「反外勢」は、韓国の独裁政権を支えている日本と米国を指しており、日本や米国に生きる在日朝鮮人や海外在住・滞在「韓国人」にとって、居住国の政府に働きかけ「独裁」政権や軍部政権に対する経済的・軍事的支援を阻止することが「反外勢闘争において直接的な闘い」になるという認識である。また、それによって韓国内と海外で韓国の独裁政権を同時に攻めることができ、それがまさに「強力な反外勢反独裁民主化闘争」になるのである。それは、「総合民主化戦略」に基づいて闘うことで、海外の韓国民主化運動勢力が韓国内の民主化運動の流れや戦略を受動的に受け入れ、追従する形で運動を展開するのではなく、韓国民主化運動を主導していく主体的な立場になろうというものであった。

また、在日朝鮮人にとって「反外勢闘争において直接的で有効な戦い」を展開することは、日本に生きる在日朝鮮人の「有利な立場」を生かして日本政府に働きかけることであり、祖国に対して自らの主体性を堅持することになるのだ。金が提案した「総合民主化戦略」からは、祖国の政治的・社会的状況に働きかける主体であろうとする思いが垣間見える。

ただし、以上のような金君夫や金重慶の主張がどれほど韓青のメンバーらの考えと一致し、支持を受け

⁶² 同前、33 頁。

⁶³ 金重慶「青年論壇－『総合民主化戦略』の展開を－在日韓国人 2, 3 世がなぜ本国民民主化闘争に参加するのか⑤」『民族時報』1983 年 7 月 11 日付、3 面。

⁶⁴ 同前。

⁶⁵ 同前。

⁶⁶ 金重慶「青年論壇－『総合民主化戦略』の展開を－在日韓国人 2, 3 世がなぜ本国民民主化闘争に参加するのか⑤」、前掲。

⁶⁷ 同前。

ていたのかは分からない。李相浩が言ったように韓青で活動した青年の考えや意識にはばらつきがあったため、組織とメンバーの考え方が一致しなかったかも知れない。しかし、彼らの考えは韓青の幹部たちが話し合った結果が組織の運動方針として打ち出されたと思われる。そのため、韓青の組織としての運動における方向性などを主体的に持っていこうとした当時の韓青の動き、また民団系在日朝鮮人青年の運動に対する思いや考えを垣間見ることではできると思う。また、韓青に参加し、韓国民主化運動に参加したことで自らのアイデンティティや生き方に方向性が定まった2・3世もいたはずである。

・韓青—民族的に、主体的に生きる場として

韓青は民団系在日朝鮮人2・3世が主なメンバーであり、組織の性格は民団民主化運動を経ながら政治性を強く帯びるようになった。民団系在日朝鮮人2・3世にとって韓青は、単なる政治的性格の強い団体であるのみならず、民族性を身につけ、民族的に生きる場であったのである。

韓青は、民団系在日朝鮮人青年にとって民族的に生きる道を提示し、また民族的に生きる場を提供した組織であったと言える。「大韓青年団」から韓青へと組織改編する際、韓青のメンバーの年齢を17～35歳に制限した⁶⁸。この年齢制限は、韓青が青年のための組織として本格的に活動するようになったことを意味する。このような韓青の変化は、日本社会のなかで「孤立」⁶⁹しやすい状況下に置かれていた民団系在日朝鮮人青年たちに同じ民族の青年に会える場と、民族やアイデンティティの問題における「欠乏」を埋めることができる場とを与えたのである。

韓青のメンバーらは韓国語の学習をはじめ、韓国の文化に接し、学習できる文化活動を行った。これらの活動は、韓青のメンバーに民族的意識を植え付けるとともに、民族的一体感を感じさせた⁷⁰。韓青は、韓国語の学習についてはかなりの力を注いでおり、韓国語の教科書『ウリマル・チョッソルム』（われわれの言葉・初めての歩み（初歩））を77年に刊行するにいたった⁷¹。『ウリマル・チョッソルム』の著者である朴燦午は、韓青の青年が7・4共同声明支持のために朝青と「連帯」する際、ウリマルの実力不足を実感し韓国語の習得への関心が高まったと述べている⁷²。

韓青がウリマルの学習に力を注いだ理由は、青年たちが民族的に生きる際にウリマルは基本条件であったからであろう。在日朝鮮人1世の郭東儀は民族の重要な要素の一つとして言語を強調し、言語は民族の構成員の間に存在する共通性であり、長い時間変わらないものであると述べた⁷³。特に、ウリマルができない青年2・3世にとって、ウリマルの習得は民族的に生きるために重要であっただろう。そして、ウリマルの学習は、韓青が韓国民主化運動を推進するにあたって欠かせないものでもあった。韓青は、先述したように「政治と文化の一体化」を掲げて演劇やマダン劇公演を行った。その際、全ての公演はウリ

⁶⁸ 座談会「60年代韓青同を語る」『季刊統一路』（第28号、1980年12月、121頁）および在日韓国青年同盟結成50周年記念資料集『在日韓国青年同盟結成50周年記念式』（2010年12月、40頁）。

⁶⁹ 金佳秀「我が青春グラフィティ②〈激闘編〉—「愛知韓青の精神はいまも胸で光る」『アプロ21』第5月号、1997年5月、21頁。

⁷⁰ 金君夫「在日韓国青年の解放への道」『ソング』（先駆）第17号、韓青出版社、1977年8月、65頁。

⁷¹ 朴燦午「「われわれの言葉初めての歩み」を出版しながら—ウリマルと私（우리말과 나）」『ソング』第20号、韓青出版社、1977年11月、58頁および62頁（「『우리말 첫걸음』을 내면서—우리말과 나（우리말과 나）」『ソング』（先駆））。ウリマルは、われわれの言葉という意味の韓国語である。

⁷² 同前、61頁。

⁷³ 郭東儀『祖国統一論』民族時報社、1992年5月、70頁。

マルで行われた。公演活動は、民主化運動の一環でもあり、「祖国の言葉を取り戻そう」とする活動であった⁷⁴。そのため、韓青メンバーにとって、韓国民主化運動に参加することは在日朝鮮人としての民族性を身に着ける過程の一つでもあったと言える。

さらに、ウリマルの学習は、韓青にとって「韓国内の民主化運動勢力」との討論を可能にさせ、また「建国・帰国思想」を実現する第一歩であった⁷⁵。つまり、韓国民主化運動や祖国統一運動を行う際に欠かせないものであったのである。韓青大阪本部のメンバーである崔榮浩は、母国語を学ぶということは「民族の一つになろうという意志」であり、「在日同胞」にとってウリマル（我々の言葉、すなわち朝鮮語）を学び使う運動は民族統一運動の戦略でもあると主張した⁷⁶。

さらに、韓青メンバーたちは祖国の伝統楽器や踊りを習い、文化祭の開催や冬期・夏期講習会を通じて民族文化に接した。例えば、77年5月14日に行われた「ウリ文化祭」（われわれ文化祭）がある⁷⁷。また、79年7月から8月に行われたサマーキャンプでは農楽を発表し、韓国史の勉強やルーツ探しの学習などが行われた⁷⁸。その上、先述したように冬期・夏期講習会では韓国の現代史や在日朝鮮人が抱えている諸問題などについて理論的に学習し、討論する場を設けた。

では、韓青という組織やその活動は、韓青のメンバーにとってどのようなものであったのだろうか。まず、韓青は日本の差別によって「孤立」しやすい在日朝鮮人青年が仲間に会え、交流できる場所であった⁷⁹。韓青は、民族的に生きる、また祖国に主体的に働きかける機会を与える場であったと思われる。韓青の活動に参加し、ウリマルを習得し、祖国の歴史を学び、文化活動をする過程で民族的な主体としての自我が生まれ、その自我を寄り所にして生きることができた⁸⁰。また、韓青のデモや活動に参加することを通じて「変革主体」として新しい自分を発見することができた⁸¹。韓青が政治的になったという批判⁸²や本国の政治やイデオロギーに傾いた活動を展開したという批判もあるが、韓青の活動に参加する民団系在日朝鮮人2・3世の個人にとっては民族性や主体的な生き方を感じ、認識する場所であり、精神的な拠り所であったといえる。

・「祖国志向」と「定住志向」が交錯する民団系在日朝鮮人2・3世の韓国民主化運動

在日朝鮮人のアイデンティティを説明する前提としてよく使われる概念が「祖国志向」と「定住志向」である。そして、より多様化した概念も提起されてきている。福岡安則は、在日朝鮮人の若い世代のアイデンティティを五つに分類しており、それらは「共生志向」、「祖国志向」、「個人志向」、「帰化志向」、「同

⁷⁴ 李明子「チノギの想いで」『季刊統一路』第28号、韓青出版社、1980年12月、137頁。

⁷⁵ 同前、62頁。ただし、「韓国内の民主化運動勢力」とはだれを指すのかははっきりしていない。たぶん、「韓国内の民主化運動勢力」との討論ができるというその可能性を指したのではないと思われる。

⁷⁶ 崔榮浩「青年論壇－「4・19と私」」『民族時報』1985年4月11日付、3面。

⁷⁷ 「韓青が文化祭」『民族時報縮刷版』1977年5月21日付（3面）、559頁。

⁷⁸ 「盛大にサマーキャンプ－韓青同が全国で講習会」『民族時報縮刷版』1979年8月1日付（4面）、848頁。

⁷⁹ 同前。

⁸⁰ 林潤淑「私なりの10年の歩み」『季刊統一路』第28号、韓青出版社、1980年12月、140頁。

⁸¹ 金富子「「人間」になろうとする試みのなかで」『季刊統一路』第28号、韓青出版社、1980年12月、76頁。

⁸² 金佳秀「我が青春グラフィティ②〈激闘編〉－「愛知韓青の精神はいまも胸で光る」（前掲、22頁）および林茂澤『在日韓国青年同盟の歴史－1960年代から80年代まで』（新幹社、2011年、182頁）。

胞志向」である⁸³。また、徐京植は「本国志向」、「在日志向」、「日本志向」など三つにアイデンティティを分類している⁸⁴。福岡や徐の分類からも分かるように、アイデンティティの分類は在日朝鮮人が祖国や日本との関係をどのように設定するかという問題と深く関係している。その上、一般的には在日朝鮮人のアイデンティティを「祖国志向」と「定住志向」とに二分して説明する傾向が強い。

解放後から 60 年代までは、在日朝鮮人社会は 1 世が中心をなしていたため、「祖国志向」が強かったと言われる。それが 70 年代に入ってから、在日朝鮮人社会の軸が 2・3 世中心に移るようになり「定住志向」が強まったと言われているが、韓国民主化運動に参加した民団系在日朝鮮人 2・3 世の場合はこれら二つの志向が交錯している様子を見せている。

今まで見てきたように韓青は、韓国民主化運動と権利獲得運動を同時に展開した。一見、韓国民主化運動は「祖国志向」の運動のように見え、権利獲得運動は「定住志向」のように見える。しかし、韓青が韓国民主化運動と権利獲得運動を、在日朝鮮人が「民族的で人間的な生き方」⁸⁵を闘い取るためのものとして認識していたことに注目しなければならない。すなわち、在日朝鮮人にとって、日本において人間的・民族的に生きること、そして祖国に対しては主体的に生きることが「人間として生きる」⁸⁶道であり、その意味で韓国民主化運動と権利獲得運動は本質的に同一線上にある運動であったと言える。そのため、韓青は祖国に目を向ける生き方や日本における生き方の両方を視野に置いて韓国民主化運動と権利獲得運動を一緒に展開し、それはまさに「祖国志向」と「定住志向」が共存する活動であった。韓青やそのメンバーらの運動を「祖国志向」か「定住志向」かという二分法によってとらえることは、民団系在日朝鮮人青年、特に韓国民主化運動に参加した人々のアイデンティティを単純化してしまうことになる。

韓青が祖国と日本の両方を視野にいた運動を展開したことは、1 世中心の韓民統との相違点でもある。韓民統は、韓国内の民主化運動を主導した金大中の意見が反映された方針に沿った運動や金大中救援運動を中心に展開した。韓民統は 1 世が中心であり、民団の幹部を務めた人物が多いため、韓国の政治的・経済的・社会的状況や韓国内の運動に焦点をあわせた形で運動を展開することに違和感を覚えなかったと思われる。そのため、韓民統の運動は、在日朝鮮人の立場や現実問題に対する認識を生かした運動になれず、韓国内の運動を支援する立場に傾倒してしまったと言える。

これに対し、韓青はアイデンティティの葛藤や「在日する」状況、差別問題を抱えている 2・3 世が中心であった。そのため、当時の在日朝鮮人社会や在日朝鮮人青年が抱えている権利獲得問題を反映した運動を展開することは、韓青にとって当然であったと思われる。

韓青と韓民統が共に韓国民主化運動を「主導」してきたにもかかわらず、運動の様相が異なってきた理由は、1 世と 2・3 世がおかれているアイデンティティ的状況や祖国に対する考えの違い、そして日本における在日朝鮮人としての現実問題に対する認識の問題であったと言える。韓青の中央委員長であった金君夫は、2・3 世の特徴を「われわれ、二世にとって在日同胞の社会とか発展とかいうものが、どうい

⁸³ 福岡安則『在日韓国・在日朝鮮人―若い世代のアイデンティティ』中公新書、1993 年。

⁸⁴ 徐京植『半難民の位置から―戦争責任論争と在日朝鮮人』影書房、2002 年、160 頁。

⁸⁵ 韓国人側基調報告「3・6 全国交流集会 在日韓国人青年の輝かしい未来は韓国の民主化と祖国統一の中に」、前掲、36 頁。

⁸⁶ 同前。

⁸⁷ 金君夫「在日韓国青年の解放への道」、前掲、67 頁。

社会で、次第に民族意識が希薄化していくなかで、民族意識を経験できる場は、韓青のような民族団体であった。特に、韓青の韓国民主化運動や権利獲得運動は、民団系在日朝鮮人 2・3 世にとって「民族」に出会い、経験できる場であった。

また、「韓国民主統一連合」（韓統連）の元議長である金政夫は、韓青・韓統連の活動を通じて民族に関心を持つようになったと述べた⁸⁸。このような経験談からうかがえるのは、韓青は民族的な生き方を示してくれる役割をはたしていたことだ。先述した演劇やマダン劇などの公演は、日本社会に向けては韓国の政治的・経済的・社会的状況を日本の社会や労働者に知らせることで、世論形成ができたのである。反面、韓青のメンバーら自身にとっては朝鮮語を習得し、祖国の伝統文化や伝統楽器に触れる機会となった。このような韓青での活動を通じて民族を意識し、経験することができ、さらに同じ民族の「仲間」に出会えることができたと言える。

しかし、韓青の韓国民主化運動に対して批判的な意見もある。林茂澤は、韓青の運動が在日朝鮮人が抱えている状況や志向とは異なる本国政治志向やイデオロギーに傾いた運動であり、特に 70 年代の運動は「帰国志向」の運動であったと指摘した⁸⁹。林の指摘は、韓青の運動が「祖国志向」の韓国民主化運動に傾倒しており、日本における在日朝鮮人の現実問題には目を向けていなかったという批判であろう。しかし、林の批判は韓青の韓国民主化運動の側面にのみに注目した見方であるといえる。実際、韓青は韓国民主化運動と権利獲得運動を並行して展開しており、これらの運動をつうじて「民族的で人間的な生き方」ができることから、両者は本質的に同一線上にある運動であった。そのため、韓青の運動は前述したように「祖国志向」か「定住志向」かという二分法で分けられるものではなく二つの志向が交錯する運動であったといえる。

4. 終わりに

韓青の 70～80 年代の韓国民主化運動とアイデンティティを中心にみてきた。韓青の運動は民団執行部および韓国政府と対立するようになり、韓国民主化運動を中心に政治的な活動に傾倒した部分もある。しかし、「在日する」という現実には置かれた民団系在日朝鮮人 2・3 世にとって、韓青の活動や韓国民主化運動はアイデンティティの拠り所になっていた。「祖国志向」の韓国民主化運動と「定住志向」の権利獲得運動とが同時に当時に行われ、運動やその思想において二分法で分けられない二つの志向が交錯する様相が窺える。このような様相からは、70～80 年代を生きる在日朝鮮人 2・3 世がどのように祖国や「在日する」ことを考え、どのようなアイデンティティ状況に置かれていたのか、また祖国に対しどのような展望を描いていたのかが伺える。その意味で、韓青の運動が在日朝鮮人のアイデンティティの多様性について考える端緒となれる。

⁸⁸ ドキュメンタリー「今は言える - 反韓ベトコン韓民統の真実」MBC 放送局、2003 年 2 月 23 日に放送。

⁸⁹ 林茂澤『在日韓国青年同盟の歴史－1960 年代から 80 年代まで』、前掲、182 頁。林は、在日朝鮮人のアイデンティティを「帰国」と「定着」という視点からみており、林は、70 年代には「帰国志向」と「定着志向」がせめぎ合う時期であり、80 年代には「定着志向」が確立していく時期であるという（林茂澤『在日韓国青年同盟の歴史－1960 年代から 80 年代まで』、前掲、182 頁）。

民闘連の運動と在日朝鮮人アイデンティティ「同化」と「主体（性）」をめぐって
鄭榮鎮（大阪公立大学）

1. はじめに

- ・1970年代より在日朝鮮人への差別撤廃を求めた「民族差別と闘う連絡協議会」（民闘連）の運動に着目。民闘連の運動では、在日朝鮮人が在日朝鮮人差別と闘うことによって、在日朝鮮人の「主体（性）」が回復されるとした。
- ・本発表では、民闘連の資料にもとづき、在日朝鮮人が在日朝鮮人差別と闘うことによって「回復」とされる在日朝鮮人の「主体（性）」とはなにか、これらが、どのような経緯で、なにに対抗して言説化されたのかを検討する。

2. 民闘連について

- ・1970年に起きた「日立就職差別裁判」での在日朝鮮人の原告勝訴のあと、在日朝鮮人への差別撤廃を求め、この裁判闘争を支援した人びとなどによって1974年に結成。
- ・「形式的には確たる組織体ではない。民族差別と闘う市民運動体であって（略）「連絡協議会」のかたちを保持している。財政も「自前」の精神で、ひとりひとりのカンパでやっている」とあり、そのうえで「参加する者は、次に掲げる大枠の”三原則”を共有しており、それに賛同する者は誰にも開かれている場である」
- ・三原則：1) 在日韓国・朝鮮人の生活現実をふまえて民族差別と闘う実践をする。2) 在日韓国・朝鮮人の民族差別と闘う各地の実践を強化するために交流の場を保障する。3) 在日韓国・朝鮮人と日本人が共闘していく。

3. 先行研究等について

4. 民闘連がいう在日朝鮮人の「主体（性）」

- ・日立就職差別裁判公判における原告の証言：「この裁判に勝訴するか、敗訴するか、それはわからない。しかし、その結果が問題ではない。この裁判を契機として、ぼくは失っていた民族の魂を取り戻し、朝鮮人として生きていこうと決意することができた。それがぼくにとって最高の勝利だと思う」
- ・「民族差別と闘う関東連絡協議会設立への呼びかけ」：「朴君自身の斗いが示すように、民族差別を許さず、朝鮮人としての誇りを持って生きることが、民族的主体の回復、確立に不可欠のものであることを明らかにした」

5. 民闘連がいう日本人との共闘とそのむかうべき日本（人）社会のあり方

- ・「民族差別と闘う関東連絡協議会設立への呼びかけ」：「民族差別との斗いは、常に、在

日朝鮮人と日本人の共同作業として、進めなければならないという原則（略）又、日本人の側は、朴君本人との出会いを契機に（略）この民族差別との闘いは、自からが歴史的に作り出してきた日本社会の構造と、日本人一人一人の変革を伴う闘いであることを確認」

- ・「日本人のみで行政斗争を担っているのでは、行政当局に十分に迫りえないし、「恩恵」という形で適用される限り「同化」への道を開いているのではという危惧」
- ・「日本人は自らの解放を求める闘いの中で、朝鮮問題と向きあうべきでなければならない」
- ・「民族差別の厚い壁を打破する闘いは、在日朝鮮人の民族的な主体の形成に何らかの寄与をなすものであると同時に、返す刀で、日本社会を鋭く撃つものでなければならない。日本人が民族差別と闘うことは、その闘いを受けとめ、共感しうる質をもった自らの解放を求める運動を如何にして地域、職場でつくりあげるのかを同時に追求することでもある」

6. 考察

7. おわりに

【参考文献】

- 李仁夏 [1989] 「一つの「法案」を世に問うにあたって」、民族差別と闘う連絡協議会編『在日韓国・朝鮮人の補償・人権法』新幹社、3-9
- 石塚久 [1974] 「弁護士だから—ではなく」朴君を囲む会編『民族差別 日立就職差別裁判』亜紀書房、149-162
- 国際高麗学会『在日コリアン辞典』編集委員会 [2010]『在日コリアン辞典』、明石書店
- 民族差別と闘う連絡協議会 [1975]『民闘連ニュース』第2号
- 民族差別と闘う連絡協議会 [1979]『第5回民闘連全国交流集会 特別基調報告』
- 民族差別と闘う連絡協議会 [1995]『民闘連ニュース』第102号
- 民族差別と闘う連絡協議会集会実行委員会 [1977]『民闘連全国交流集会 在日韓国・朝鮮人の民族主体性と日本人の共闘について』

国際高麗学会第29回学術大会

2025/06/07

呂運亨とスポーツ関係者たちの解放政局
— スポーツ関係者らの解放とスポーツ組織の再編 —

金 誠（札幌大学）

1

1. 本研究の目的

本研究は朝鮮における解放政局のなかで、呂運亨と近い関係にあったスポーツ関係者たちが、解放後にどのような活動を行なったのかについて明らかにするものである。

周知の通り呂運亨は独立運動家であり、解放政局のなかで重要な役割を果たした人物である。解放前には建国同盟を組織し、同志らとともに解放に備えた活動を展開していた。その呂運亨はスポーツにも強い関心を持っていたことでも知られる。ゆえに解放以前から呂運亨と親交を持っていたスポーツ関係者も多い。本報告では呂運亨と思想的にも付合する（中道左派に位置付けられる）人物らに着目し、解放政局のなかでの彼らの活動を明らかにしたうえで考察を加えてみたい。

2

2. 呂運亨とスポーツの関わり

- 朝鮮体育会理事（1933）
- 朝鮮蹴球協会会長、朝鮮籠球協会会長、朝鮮陸上競技連盟会長（1934）
- 東洋拳闘会会長、スポーツ女性倶楽部顧問（1935）
- 高麗卓球連盟会長（1936）
- 第11代朝鮮体育会会長（1945）
- KOC初代委員長（1947）



1936年間島で開催された全間島学生蹴球戦にて（中央が呂運亨）

3



新院の南漢江



呂鴻九肖像

4

建国準備委員会の発足

8月14日に総督府の遠藤政務総監から会談の申し入れがあり、8月15日8時に呂運亨と遠藤が会談
↓
朝鮮建国準備委員会（建準）を発足（委員長に呂運亨、副委員長に安在鴻）
8月16日、呂運亨、徽文中学校運動場にて演説。安在鴻、ラジオを通じて談話を発表



徽文中学跡地（現在、苑西公園）

5

3. 建国青年治安隊の組織と張権

8月16日、建準内に建国青年治安隊を組織（青年・学生、ソウル市内の各中学校の体育教師など）
張権が隊長、徽文中学講堂にて、本部は豊文学校に置く）の発足→9月2日に隊は解散し、「建国治安部」となる。張権が部長に任命される



1930年中央基督教青年会柔道部（中央が張権）

6

建国青年治安隊の構成と役職者の経歴			
役職	人名	競技種目	経歴等
隊長	張権	柔道	朝鮮体育研究会（1932）、YMCA柔道部師範（1932）、建國同盟（1944）、朝鮮蹴球協会顧問（1945）、社会民主党（1946）、全朝鮮建設党社会団体代表者連席会議（南北連席会議）に出席し越北（1948）
事務局長	丁相允	バスケットボール	朝鮮体育同志会総務委員（1945）、ロンドン五輪代表団総務（1948）、大韓体育会理事
事務局次長	張日弘	スケート、自転車	日本自転車連盟本部理事、朝鮮自転車連盟常務理事（1941）、朝鮮水上連盟理事（1942）、朝鮮体育会常務理事（1945）
総務部長	宋東武	陸上競技	全韓材陸上俱樂部経理幹事（1949）
経済部長	韓密孝	不明	不明
経理部長	石鎮慶	柔道	立命館大学卒（1936）、柔道教士（1941）、永生中学教員（1941）、YMCA柔道部
情報部長	金生輝	不明	不明
動員部長	李景錫	柔道	朝鮮蹴球部代表（1931）、朝鮮体育研究会（1932）、晋成専門柔道部顧問（1940）、朝鮮体育会評議員（1946）、朝鮮建設党副代表（1946）、南朝鮮労働党（1947）
運輸部長	李載震	不明	不明
学徒動員部長	李圭斌	ウェイトリフティング	徽文高普教員、朝鮮体育研究会（1932）、朝鮮体育会財務委員（1945）、朝鮮力道連盟副委員長（1946）、ロンドン五輪ウェイトリフティング代表監督（1948）
職域動員本部長	鄭学錫	不明	不明
地域動員本部長	趙根河	水泳	在東京朝鮮学友会（1927）、各競技審判（野球、サッカー、バスケットボール）、晋成高普教員、朝鮮体育研究会（1932）、水泳同友会会長（1937）朝鮮体育会理事（1945）、朝鮮体育会常務理事（1946）

7

石鎮慶の見た解放



左が石鎮慶

「次の日（8月16日）、YMCA柔道部師範だった張権先生から急に連絡が来た。解放された祖国の不安な治安を回復、維持する目的で建国治安隊を組織するから、参加しなさいということだった。張権先生は独立運動家である呂運亨先生とともに活動し、解放後、建国と治安維持の準備をしていたところだった。（中略）1945年8月16日、徽文中学校講堂に一般体育系と武道系を代表する人々が集まり、建国治安隊を組織する行事が開かれた。隊長に張権、事務局長に丁相允をはじめ、張権先生の下で柔道を習っていた柔道系人士たちが建国治安隊のあらゆる機構と部署の責任者として大挙布陣した（中略）
その後、張権先生の門下の何名かの柔道人たちは政治の世界に身を投じるようになっていた」（石鎮慶『나의 인생, 나의 유도』p.107）
※（ ）内は報告者による追記

8

丁相允の回想

「日政末期に大義党という親日御用団体を作った朴春琴が朱という彼の部下を通して二〇万円を治安隊に使うようにと送ってきた。その時、張権は朱を見て、「この金を受け取ることはできない。そこ（大義党）に帰属させること」と言って、「我々が使う金は我々が自ら用意できるから金も持って帰れ」と言った。

（丁相允「建準天下20日」）



丁 相 允 理事(幹)
1908年11月17日生
延専文科出身
籠球協合理事長
第14回올림픽準備委事務
局長歴任
現 KOC常任委員
『體育』1967年2月号

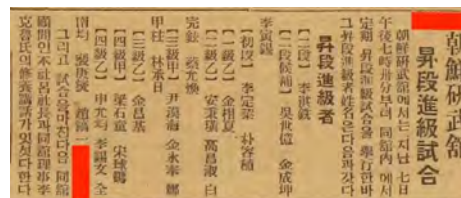
9

李景錫と李克魯の活動

李景錫：朝鮮研武館師範、普成専門学校柔道部顧問、朝鮮健民会副会長、李克魯の越北後に南労党で活動（？）

李克魯：朝鮮語学会理事（朝鮮語学会事件で投獄される）、朝鮮シルム協会会長（1940）、朝鮮健民会会長、1948年4月に開催された全朝鮮諸政党社会団体代表者連席会議（南北連席会議）時に洪命熹とともに越北

→李克魯と李景錫は1946年6月に朝鮮健民会を組織し、左右合作を図る



呂運亨、李克魯、李景錫の関係
『朝鮮中央日報』1935年6月11日

10

4. 朝鮮体育同志会の組織と李相佰



李相佰と朝鮮体育同志会

李相佰：1924年早稲田大学文学部社会哲学科に入学、早大籠球部に所属

1930年9月の大日本籠球協会の設立に奔走

1931年4月大日本体育協会の理事に就任

1944年10月に呂運亨の組織した建国同盟に参加

1945年9月に朝鮮体育同志会を組織、アメリカ進駐軍とのスポーツ交流（バスケットボールを筆頭にとサッカーや短縮マラソン大会などを手掛ける）10月27日から5日間にわたって開催された自由解放慶祝競技大会も朝鮮体育同志会が主導

11

朝鮮体育同志会（1945/9/5）

委員長：李相佰

総務委員：張権、李栄敏、李鍾九、権泰夏、鄭商熙、丁相允、林東洙

評議員：金圭冕、李吉用、趙東植、安東源、李春昊、李法鎔、洪性夏、李世禎、趙炳学、金東轍、徐相国、李丙学、徐相天、林炳赫、金基道、李如星、孫孝俊、金永述、成義慶

常務幹事：廉殷鉉、金寛羽

幹事：金和集、金恩培、趙寅相、李尹鎔、崔海龍、安重熙、安栄植、金永爽、辛基源、孫基禎

事務局長：崔橄

総務部：金龍九、柳海鵬、金在弘

財務部：朴栄鎮、閔鏞奎、孫禧俊、李相勛

企画部：安重熙、趙寅相、金福卿、孫光植

庶務部：李橋宰、権詰燮、李錫漢、曹東煥

連絡部：秦蕃、柳長春、林暢植、李惠澤

12

自由解放慶祝総合競技大会の開催



解放慶祝総合競技大会で騎手を務める孫基禎

- 光復後、最初の全国体育大会である「自由解放慶祝全国総合競技大会」が朝鮮体育同志会主催のもとソウルで開催される。（10・27～31）→李承晩、呂運亨の祝辞
- 4,100名参加するなか陸上、サッカー、バスケットボール、野球、バレーボール、テニス、ラグビー、自転車、卓球、乗馬など10種目の競技を举行

13

朝鮮体育会の再組織

朝鮮体育会（1945/11/26）

会長：呂運亨（第11代）

副会長：俞億兼、申国権

理事長：李丙学

常務理事：李吉用、張日弘、李鍾九

理事：金永述、李相佰、趙瑛河、趙炳学、金正学、李栄敏、李沄鎔、金恩培

第11代朝鮮体育会会長呂運亨
(田耕武の葬儀にて：1947)

14

朝鮮体育会（1946/2/26）改編

会長：呂運亨 副会長：俞億兼、申国権

顧問：金奎植、安在鴻、金性洙、吳世昌、元漢慶、洪命熹、李克魯、崔奎東、曹晩植
財務委員：朴米鎭、李圭鉉、林炳赫、金承権、鄭雲用、李秉寛、明麟華、康永喆、金鍾善評議員：朴弼浩、姜ジン求、李丙緯、徐明学、朴明奎、曹東煥、李景錫、孫基禎、鄭近永、南昇龍

理事長：李丙学

常務理事：趙瑛河、金永述

理事：金恩培、金正学、李鍾九、金眞實、李性求、徐相国、金容植、金龍九、李尹鎔

事務局長：金永述

體育部長：趙瑛河

常務理事：李文鎬

15

1946年のスポーツ状況

- 京・平対抗アイスホッケー戦がソウルで開催される（1・29）
- ロンドン五輪参加具体案（3・10）
- 京・平サッカー競技がソウルで開催される（3・25～27）
- 米軍政庁学務局教化課に体育係新設（3・31）
- 朝鮮体育会、スポーツを政治に利用しようとする動きに対応して「不偏不党」であることを声明（4・15）

16

5. おわりに

本研究は呂運亨と近い関係にあったスポーツ関係者に着目し、彼らが解放政局のなかでどのような活動を展開してきたのかについて明らかにするものだった。

呂運亨は植民地期からスポーツに強い関心を持ち、とりわけ朝鮮中央日報社の社長に就任してからは同社のスポーツ事業を推進すると同時に、スポーツ関係者らと交流するスポーツの場は朝鮮民族の結びつきを強める一つの重要なツールともなっていた。

解放後朝鮮においてはそうした関係を持ったスポーツ関係者たち、とりわけ張権、李景錫、李相伯、丁相允などは、彼らのスポーツ人脈のなかから建国青年治安隊を組織したり、朝鮮体育同志会を組織するなど、解放後の朝鮮社会に非公式組織（任意団体）から貢献する役割を果たした。ただ彼らのなかには、その後、政党に属し、公式的な組織で解放後の活動を展開したり、青年会に所属しながら政治的活動を行っていった。つまり「スポーツ」という場は公共圏を構成しながら、それを担う人々によって実際の政治的活動にも影響を与えるものであったと評価することができよう。

「連絡船は出て行く(連絡船の唄)」から捉える 戦後日本の記憶の溝

大阪大学大学院
人文学研究科 音楽学
孫長熙

「연락선은 떠난다(連絡船は出て行く)」(1937)



汽笛鳴る鳴る 連絡船は出て行く
元気でね さようなら 涙のハンカチ
本当にあなたを 本当にあなたを
愛しているから
涙を拭きながら 出て行きます
ああ 泣かないでね 泣かないでね

涙はざんぷり 連絡船は出て行く
いとしの 君を抱き むせんで泣きます
ひたすらあなたを ひたすらあなたを
愛しているから
溜息呑みこみ 出て行きます
ああ 笑ってよね 笑ってよね

風はそよそよ 連絡船は出て行く
舳先にぶつかる やるせない三日月よ
いつもあなたを いつもあなたを
愛しているから
果てなく あてどなく 出て行きます
ああ 忘れてよね 忘れてよね

(朴燦鎬, 2018 : 260)

植民地台湾の流行歌との違い

1923	80,415	1933	456,217	1943	1,882,456
1924	118,152	1934	537,695	1944	1,936,843
1925	129,879	1935	625,678	1945	1,155,594
1926	143,798	1936	690,501	1946	647,006
1927	165,286	1937	735,689	1947	998,507
1928	238,162	1938	799,879	1948	601,772
1929	275,206	1939	961,391	1949	997,561
1930	298,091	1940	1,190,944	1950	544,903
1931	311,247	1941	1,469,230	1951	560,700
1932	390,543	1942	1,625,054	1952	535,065

在日朝鮮人の人口 (정영환, 2019 : 58)

▶ 「戦前において、同じ日本に支配されたものの、多くの朝鮮人が遠距離かつ大規模な人口移動を余儀なくされ、流浪の身となった。その苦難の経験を反映するように、1930年代朝鮮では海/港/船を舞台に、離郷、望郷、放浪を描く流行歌が数多く生まれた。それに比べて台湾では頻繁かつ大規模な人口移動は起こらなかったために、台湾語流行歌には、別れや放浪の悲哀を込めたり、故郷を思ったりする趣旨の歌があまり現れなかったのである。」(陳, 2020 : 94-95)

「平壤が生んだ歌姫」張世貞(1921-2003)



- ▶ 1937年2月、張世貞(ジャン・セジョン)のデビュー曲として発売され、大ヒット。その後、「平壤が生んだ歌姫」として活躍。
- ▶ Okehレコードは、テイチク(帝国蓄音器商会)の朝鮮支店。
- ▶ 京城(ソウル)に設けられた仮設スタジオで初めて録音された曲が「連絡船は出て行く」。
- ▶ Okehレコード所属の歌手たちは、満州・朝鮮・日本で公演。1939年3-5月には、「朝鮮楽劇団」として来日。

朝鮮樂劇団(1939年 東京)



朝鮮樂劇団(1939年 東京)



(左上) 1971年、次男と張世貞
(右上) グループサウンズ「He5」
(右下) 1988年、KBS「歌謡舞台」米国特集



森崎和江(1927-2022)の体験



森崎和江(1927-2022)の体験

- ▶ 「あたしにこんどは朝鮮の唄を教えてよ」と頼んだ。
「好きな人が日本に行く唄でいい？」
「いいよ。教えて。朝鮮語でよ」
「あのね、波がざぶんざぶんとしているの。連絡船が出て行くの。男の人も女の人も泣いてハンカチで涙を拭くのよ」
「うん」
「そしてね、元気でねって言うのよ。日本にどうしても行くの。働きに、っていう唄よ」
「わかった。その唄教えて」(中略)
わたしはどうやら歌えるようになり、二人で繰り返し合唱した。(中略)
「おじいさんがね、もうすぐ日本が敗けるって」
「そんなことはないよ」
「ほんとうに敗けるって。あのね、王さまのお墓の前でお祈りしているよ、夜に」
(中略) わたしは唇に指を当ててうかがったあと、
「ほかの日本人に言うてはだめよ」と言った。
「言わない」
(森崎、2023 : 188-191)

ETV特集『森崎和江 終わりのない旅』(231216)



「ラジオ わが故郷 わが青春 朝鮮慶尚北道大邱府」(1984年 放送)

「連絡船の唄」(1951)



思い切れない 未練のテープ
切れてせつない 女の恋心
汽笛ひと声 汽笛ひと声
涙の波止場に 私一人を 捨てて行く
連絡船よ

お国なまりが 今さら悲し
あれが形見か 別れの船唄よ
翼あるなら 翼あるなら
行きたい思いの わたし一人を 捨ててゆく
連絡船よ

霧の海峡の 航海灯は
いつか港に 返って来るものを
返るあてない 返るあてない
恋ゆえに身を焼く わたし一人を 捨ててゆく
連絡船よ

「連絡船の唄」(1951)

- ▶ 戦後まもない昭和23年ごろ。菅原は東京・杉並にあったテイチクのレコーディングスタジオの倉庫で、無造作に置かれたSPレコードの束を見かけた。レーベルの名はハングルで印刷されていて好奇心がわいたという。すでにテイチクの専属歌手だった菅原は、「持って帰ってもいいよ」と言われ、自宅でさっそく聴いてみた。歌の力に圧倒された。(中略)
菅原はこの日(2009年1月28日)、かつて持ち帰ったSPレコードの束を持参していた。オーケレーコードが戦前、戦中に出した韓国の大衆歌謡ばかり約50枚。聴いたあと、会社に返却することを申し出た。60年ぶりに元の場所へ。(篠田、2009a)
- ▶ 菅原は「あちらの言葉だから歌詞の意味はわからなかったけれど、メロディーで、雰囲気で何となくわかった」と語る。(中略)
チャンスは意外にも早く巡ってくる。昭和26年7月、当時まだヒット曲に恵まれなかった菅原は、流行歌手、田端義夫のレコードのB面に舞台を与えられた。そこに吹き込んだのが「連絡船は出て行く」の曲に日本語で詞をつけた「連絡船の唄」である。(中略)
そして同年、菅原は「江の島悲歌(エレジー)」の大ヒットでスターダムにのし上がると、「連絡船の唄」も相乗効果でヒットする。(篠田、2009b)

「在野の歌謡史研究者」朴燦鎬(1943-2024)



- ▶ 関釜連絡船。それは、日帝による朝鮮の植民地支配の縮図であった。それ故に「連絡船は出て行く」は、単なる恋人どうしの別れ歌にとどまらず、身を切られるような別れの辛さをうたった歌として、朝鮮人の心琴を激しくかき鳴らしたのである。(中略) 当時(1951年)、祖国での戦争に心を痛めていた在日朝鮮人は、望郷の思いでこのレコードを買い求め、ともにうたった。(朴燦鎬、2018 : 261-262)

『京郷新聞』 1965年3月3日



- ▶ 僑胞たちは植民地時代に亡国民の悲しみを歌った昔の流行歌を通して故国を思う。「他郷暮らし」「連絡船は出て行く」など韓国では40代でなければあまり知らない歌を、僑胞たちは子供たちも知っている。3年前、浅草の国際劇場で金貞九・張世貞氏が公演を行った時に、超満員になった場内ではすすり泣きの声が絶えなかったことがある。だから僑胞出身の芸能人たちは、たまに故国の昔の歌を歌って僑胞たちの郷愁を慰めたりする。

作曲者の名前の隠蔽？改竄？



- ▶ 作詞は大高ひさを、作曲は金山松夫、編曲は長津義司となっているが、金海松(金松奎の芸名)が、“金山松夫”とされたのは、朝鮮名では売れないという営業上の方針からだった。LP時代になって、いつしか“長津義司作曲”と記されるようになり、NHKでもそのように紹介していたが、80年頃からは“キン・カイショー作曲”と放送されるようになった。(朴燦鎬、2018 : 262-263)
- ▶ 大宅：ところであの「連絡船」の歌は、あなたの郷里の出来事といった意味ですか、それとも特別の親しみか……。
菅原：いえ、そうじゃなくて、あれは純然たる朝鮮メロディーなんです。朝鮮の歌をうたってる関係から、日本語に直してやったらいいんじゃないかということで……。 (大宅・菅原、1956 : 27)

伊藤勇(1917年生まれ、1935-45年朝鮮在住)



- ▶ 敗戦後数年して、日本人の食う物も着る物もどうやら人間らしくなったころ、菅原都々子が独特のフィーリングで歌ってヒットした「連絡船の唄」がある。甘く鼻にかかった色っぽい声で歌いあげた切ないメロディーが、おりからの朝鮮戦争への関心も手伝って、人びとの心をとらえたのに違いない。
ところが私には、この哀愁に満ちたメロディーにも甘い鼻声にも、既に確かな聞き覚えがあった。歌詞が朝鮮語というだけで他は全く同じなのである。だから私は「連絡船の唄」が流行し始めたとき、菅原都々子は朝鮮人で、彼女が日本語訳のそれを歌ったものと思い込んでいた。それはとまかく結果的には、「連絡船の唄」は作詞も作曲も歌手も朝鮮人で、既に戦時中、大流行したものを日本のレコード会社が取りあげて、菅原都々子に歌わせたということなのである。(伊藤、1982 : 12-13)

竹村次郎(1933-2023)の体験



- たしか昭和三十九年、自分にとって衝撃的な出来事が生じた。たまたま知り合った韓国人の留学生から、「九段会館に韓国より歌手がみえ、歌謡祭が行われるので聴きに行きませんか」との誘いを受け、その頃ではめったにない機会なので、一も二もなく足を運んだ。当時日本ではほとんど韓国歌謡を聞くことがないので、かなり興味をもちどっぷりつかっていた。
- 突如、(私にとっては)「連絡船の唄」が歌われた時、「あれ？菅原都々子さんが唄っている日本の歌じゃない。なぜ？」疑問を投げかけ、返って来た答が「冗談じゃない!! 韓国の歌ですよ。」私の記憶では楽譜には、長津義司作曲と明記されている筈と信じて疑わなかった。(中略)彼はガンとして言い張るし、自分も対抗し自説を曲げず気まずい思いで別れた。[竹村 1995: 7]

戦後日本における「忘却」と記憶の溝

- 戦後の日本社会における戦争犠牲者観や戦争責任論は極めて限られた範囲に限定されてしまったがために、海外引揚が抱える問題は包摂されず、結果的に引揚者はそこからはじき出されてしまった。(中略)
このように、戦後日本は大日本帝国のなかでの多民族性・戦争犠牲者・植民地体験を忘却することから始まったといえよう。(加藤、2013 : 17)
- 植民地朝鮮で聞いた「連絡船は出て行く」を引揚後も覚えていた在朝日本人、本国ではすっかり「懐メロ」になっていた「連絡船は出て行く」を歌いながら悲しむ在朝鮮人、単なる「日本の流行歌」として「連絡船の唄」受容・消費していた多数派の日本人。

参考文献

- 伊藤勇(1982)『教育散歩 私の朝鮮』むくげ舎。
- 大宅壮一・菅原ツツ子(1956)「大宅壮一の大人おしゃべり道中－道連れは歌手菅原ツツ子」『週刊娯楽よみうり』1956年1月20日号、26-29頁。
- 加藤聖文(2013)「引揚者をめぐる境界－忘却された「大日本帝国」」安田常雄編『社会の境界を生きる人びと－戦後日本の縁』岩波書店、16-41頁。
- 篠田丈晴(2009a)「眠っていた音源と恨の力－菅原都々子の涙」『産経新聞』2009年3月9日。
- 篠田丈晴(2009b)「託された名曲めぐりあい紡ぐ－「連絡船の唄」」『産経新聞』2009年3月10日。
- 竹村次郎(1995)「日韓のかけ橋に」『アレンジャー協会会報』(号数不明)、7頁。
- 陳培豊(2020)「『平穩』な籠の中で歌う－流行歌に投影された台湾の戦前、戦後」若林正丈・冢永真幸編『台湾研究入門』東京大学出版会、85-101頁。
- 朴燦鎬(2018)『韓国歌謡史! 1895-1945』邑楽舎。
- 森崎和江(2023)『(新版) 慶州は母の呼び声－わが原郷』筑摩書房。
- 이신철(2013)「식민자와 피식민자의 꿈, 그 뒤를림의 공간 관부연락선－노래 ‘연락선은 떠난다’의 잊힌 기억을 찾아서」청암대학교 재일코리아연구소 편『재일코리아 디아스포라의 형성－이주와 정주를 중심으로』선인、95-123頁。
- 정영환(2019)『해방 공간의 재일조선인사－‘독립’으로 가는 험난한 길』푸른역사。

ディスレクシアのためのハングルタイポグラフィデザイン

形態的弁別性を考慮したタイプフェイスデザインの要素

Hangeul Typeface Design to Address Reading Disabilities in Dyslexia

Design Elements Considered Morphological Distinctiveness

筑波技術大学 劉賢国(リュ ヒョングッ)

要約

タイポグラフィは、ディスレクシアを抱える人々の読解力において重要な要素である。ディスレクシアの方々は、文字の形状を弁別することが難しく、視覚的エラーが生じやすいため、読みづらさを引き起こすことがある。そのため、ハングルタイポグラフィ制作基準を整備し、ディスレクシアの評価や教育現場での教材制作における活用基準が求められている。そこで、タイポグラフィとディスレクシア患者の読解力の関係、タイポグラフィの最適化に向けた弁別性の向上策、ディスレクシア検査のチェックリストに対する配慮、タイプフェイスデザインとタイポグラフィの標準化基準について具体的な対応策を提案する。その結果、ハングルタイプフェイスデザインは、個々の患者に最適化され、読みやすいカスタマイズ環境を提供し、ディスレクシア検査用紙、治療方法、評価などに寄与することが期待される。

キーワード：ディスレクシア、ハングルタイポグラフィ、タイプフェイスデザイン、弁別性

1. はじめに

人類進化が生んだ文字に適応できず、文章を読むのに困難を抱える人々がいる。限局性学習障害（ディスレクシア）は¹、知的能力とは無関係に読字障害が発症し、視覚的認知能力に依存することが示されている²。しかし、ディスレクシア特有の視覚的特徴はまだ体系化されておらず、

¹ 文部科学省はLD（学習障害）を、「全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力の特定の習得と使用に著しい困難を示す状態」と定義している。学習障害の原因は中枢神経系の機能障害とされるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などや環境的要因が直接の原因ではない。なお、「LD」「学習障害」は2014年に「限局性学習症（SLD）」に名称変更された。

² 米国では、ディスレクシアは学習障害（LD）に含まれ、ほぼ同義で使われている。日本では「失読症」「読み書き困難」「読み書きのLD」「発達学習障害」「限局性学習症」と呼ばれ、韓国では「難読症」

ハングルタイポグラフィに適した基準も整備されていない。既存の欧文ディスレクシア向け書体の有用性は確認されており、ディスレクシアに対応したハングル書体の可能性も示唆されている。従来のタイポグラフィ研究では客観的な「読みやすさ」が重視されてきたが、ディスレクシアのように「読みにくさ」を伴う障害の場合、当事者の主観的な判断基準がより重要であると指摘されている。

本研究の目的は、ディスレクシア患者の文字認識能力を向上させることであり、ハングルタイポグラフィの視覚的および構造的な弁別性を強化し、視覚的エラーを最小限に抑えるデザイン要素を追求することである。そのために、ディスレクシアに特化した記憶と弁別の混乱を調査し、文字認識における形態的弁別に注目する。さらに、文字の形状による弁別力向上のための基本的なデザイン基準を考察し、ハングルの構造（音素、音節、形態素、単語）に基づいて、ディスレクシア患者の読み能力を支援するタイポグラフィデザインの重要性を強調する。また、文字認識における視覚的弁別エラーの解決を目指し、具体的な対応策を提案する。

2. ディスレクシアの定義

「Dyslexia」という言葉は、ギリシャ語の「dys」（困難）と「lexis」（言葉や文字）に由来し、特に読み書きやスペルにおける困難を示す学習障害を意味する。

文字を通じて意味を理解するには正確さと柔軟性が必要ですが、ディスレクシアの人はスペルの識別が一般の人より著しく劣っている。この症状は以下のように分類される。

- ①単語の各文字を一文字ずつゆっくり読まないで意味が理解できない（順次的読み）。
- ②単語が長いほど、読むのに時間がかかり、誤りが増える（文字数効果）。
- ③手書きで写すことで、読めない文字が読めることがある（運動的読み）。

文字の発音は比較的容易だが、詳細に読むことが難しい場合は「スペル失読」と呼ばれる。日常的な視覚能力を活用した学習は正常に行われる一方で、「読む」行為には特有の困難が伴うことがある。

3. ディスレクシアの分類における障害の特徴とタイポグラフィの示唆

ディスレクシアは、視覚的な不具合を伴う学習障害であり、文字を認識する際にさまざまな視覚的誤りが生じる。具体的には、文字を一つ一つ読む過程で、形の連続性や構造を理解する能力に障害が見られ、無視型ディスレクシアや注意型ディスレクシアとして現れる。したがって、ディスレクシアを持つ方々のためのタイポグラフィデザインは、視覚的なエラーをできるだけ減

「読書障害」「学習障害」とされている。

少させ、文字の識別をより容易にすることに焦点を当てるべきである。

分類（英語）	主な症状・特徴	説明	タイポグラフィの示唆
3.1 文字単位読むディスレクシア (letter by letter reading) (単語形態ディスレクシアとも呼ばれる)	単語を書くことはできても、読むのが困難	文字、音節、形態素、単語といった構成要素の、単語認識分析が行われない	文字の各構成要素が識別しやすいよう、区切りを明確にするデザインが必要
3.2 無視ディスレクシア (neglect dyslexia)	横書きでは音節が抜け落ち、縦書きでは音素の置き換えが生じる	ハングル固有の音節構造（初声・中声・終声）により、文字の一部が無視される現象が現れる	ハングルの特性を考慮し、音節や音素の区別を明確にするレイアウト・区切りの工夫が必要
3.3 注意性ディスレクシア (attentional dyslexia)	文字の重心や文字間のスペースなど、細かな配置が影響する	ディスレクシア特有の問題により、文字認識に適切な文字配置が重要になる	タイポフェイスデザインの初期段階で、文字の間隔などを最適化する設計が必要

このような上記の表を基に、各症状に応じたタイポグラフィデザインの工夫が検討されることで、ディスレクシアを抱える方々の文字認識能力の向上が期待できる。

4. ディスレクシアにおける読み学習のエラータイプ

ディスレクシアを抱える方々は、横書き読みや縦書き読みの際にさまざまなエラーを示すことが分かる。また、これらのエラーの分類は以下のように表でまとめる。³

分類	用語（英語）	定義	例（英語）
4.1	音節脱落 (syllabic deletion)	単語中の音節全体が抜け落ちる現象	금잔디 (geum-jan-di) を잔디(jan-di)と読む

³ イ・オクギョン（1995）「認知発達と文字と言語の種類の観点から見た難読症」、『韓国心理学会誌』Vol.7. (No.1)、pp.80-94.

4.2	音素脱落 (phonemic deletion)	音節内の一部の音素が消失する現象	갯버들(gaep -peo-deul)을 개버들(ge -peo-deul)と読む
4.3	音節代置 (syllabic substitution)	音節内のすべての音素が別の音素に置き換わるエラー	분위기(bun- wi -gi)를 분무기(bun- mu -gi)と読む
4.4	音素代置 (phonemic substitution)	音節内の一部の音素が、他の音素に置き換わる現象	멜빵(mer -ppang)을 셀빵(sel -ppang)と読む
4.5	音素添加 (phonemic addition)	本来存在しなかった音素が音節内に追加される現象	초겨울(cho- gye -oul)를 초경울(cho- gyeong -oul)と読む
4.6	その他	音節脱落と音素代置、音節代置と音素代置、複数のエラーが混在している場合も同様に扱う	複合的なエラー事例（エラーの組み合わせによる現象）

上記の表をもとに、各エラー現象に対して適切な対策やタイポグラフィデザインの改善が検討されることが期待される。

5. ハングルのタイポグラフィデザインの要素

ディスレクシアを抱える方々のためのハングルタイポグラフィデザインにおいては、ハングルの構造をしっかりと理解することが、識別性を向上させるために極めて重要である。英語のように横に並ぶ文字とは異なり、ハングルは上下左右に独特なビジュアル形状を持つため、ディスレクシアの障害を見極めることが難しいという課題がある。

5.1. ハングル構造の特性

ハングルは、音節が子音と母音の組み合わせで構成され、子音、母音、再び子音が組み合わさることもある。例えば、母音の種類によって「마 (ma)」のように左右に配置されたり、「무 (mu)」のように上下に配置されたりする。このため、母音の違いや終声（パッチム）の有無によって、患者の誤りが視覚的な認知ミスかどうかを見極めるのが難しい。したがって、横書きや縦書きの表記方向の優位性や、多様な形状要素、文字の字間や行間を検討する必要がある。

5.1. 表記方向の特性

横書きは初声子音の下ベースラインを調整し、高さや太さ、位置を最適化する。縦書きは文字

の重心を考慮し、個々の文字の弁別力ために、筆画の太さや長さ、位置を調整する。⁴

5.2. 音韻認識の特性

ハングルの音素レベルで認識し、分節、合成、操作する読字能力を向上する。そのために例えば、ライオンを意味するハングル「사자 (sa-ja)」は、子音「ㅅ (s)」と母音「ㅏ (a)」、さらに子音「ㅈ (j)」と母音「ㅏ (a)」の組み合わせから成る音節文字であり、このハングルの構造を理解することが重要である。各音素を分解し、個別に読めることを目指す。文字の発音を学ぶことで、文字と音のつながりを深く理解することができる。たとえば、「ライオン」を意味するハングル「사자 (saja)」の「사 (sa)」と、アップルを指す「사과 (sa-gwa)」の「사 (sa)」が同音であることに気づくことが重要である。単語を読む際にすべての子音と母音を合成して読む練習を行う。

5.2. 形態素の特性

形態素の太さと大きさを基準に設定し、視覚的な安定感を保つ文字の大きさと太さの基準を設定する[図 1]。幹 (stem) と尾 (tail) の形状を補正し、筆画の始まりと終わりを強調する。開閉じた形の違いを明確にし、例えば子音字の「ㄹ (m)」と「ㅂ (b)」、「ㄹ (m)」[図 5]と「ㅇ (o)」、「ㅅ (s)」と「ㅈ (j)」[図 3, 4]の形状の違いを際立する。二重子音字の「ㄲ(kk)」、ㄷ(dd)、ㅃ(bb)、ㅆ(ss)、ㅉ(jj)」の初声や中声 (パッチム) の使用位置によって形状の補正を調整する[図 5]。多文化社会において英語とハングルの混植文にも形態素特性をデザインに適用する[図 6]。⁵

5.3. 字間と行間の特性

字間 (文字間隔) と行間 (行間隔) は、タイポグラフィにおいて可読性を大きく左右する重要な要素である。文字間のスペースや行間の広がりを持たせて視覚的疲労を軽減し、視覚的認知能力を向上させ、学習意欲を高める可能性がある。この 2 つを適切に調整することで、ディスレクシアを持つ方々だけでなく、一般の読者も快適に文章を読むことができる。

5.3.1. 字間調整

字間設定は文字の可読性を向上させ、目の疲れを軽減する。①文字間隔の最適化: 狭すぎる場合や広すぎる場合と視覚的に調整して読みやすくする。一般的には文字の太さに応じて字間を調整する。②母音と子音の調和: ハングルは初声、中声、終声が組み合わさった構造のため、母

⁴ イ・ビョンファ、イ・ギョンスク他 6 人 (2002) 「無視難読症における横読みと縦読みの違い-症例研究」、『大韓神経科学会誌』20(1)、15-26.

⁵ Hyunguk Ryu (2016) 'Design and Development Trends for Universal Design Fonts in Japan -with a focus on the font manufacturer, Iwata Corporation', "Korean Society of Design Science" vol.28, no.1, 53-69.

音は少し広めに、子音は少し狭めにして可読性が向上する。③特定の文字の組み合わせに応じた調整：「ㅏ(a)」と「ㅓ(u)」のように大きさが異なる文字の字間を保つように調整する。

5.3.2. 行間調整

行間は文の流れをスムーズにし、読者の視線移動を助ける。① 行間の基本比率は、一般的には文字の高さに対して 1.4-1.6 倍程度の行間が最も快適な読み環境を提供する。②行間調整においてディスレクシア患者の場合、行と行が近すぎると文が重なって見えることがあるため、基本より 10~20%広めに設定するのが良い。⁶

5.4. 可読性テスト

文章の字間と行間を調整する際は、複数のユーザーテストを経て可読性を確認することが重要である。①様々なデバイス環境（例：モバイル、PC など）でテストを実施する。②文字サイズや背景色の変化に応じた AI 基盤ソフトの可読性検査の実験を行い、ディスレクシアを持つユーザーのフィードバックを反映させる。⁷

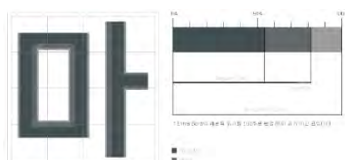


図 1：設計段階の太さ調整



図 2：形態素の太さと空間バランスの調整



図 3：初声子音の位置による大きさ調整



図 4：線長さと角度、画の幅を調整

⁶ <https://www.w3.org/TR/2013/WD-klreq-20130514/korean/> (接続日：2025.1.20)

⁷ テキストの可読性は必須である。従来の検査ツールでは、コンテンツを手動で変更することが難しく、時間がかかる作業であった。これからは正確な可読性指標を追跡するだけでなく、同じインターフェース内で AI 生成のコンテンツを編集し、利用可能なソリューション機能を活用することができる。

[<https://textcortex.com/ko/post/>](接続日：2025.3.10)]



図5：線の長さ、画の幅と字幅の調整

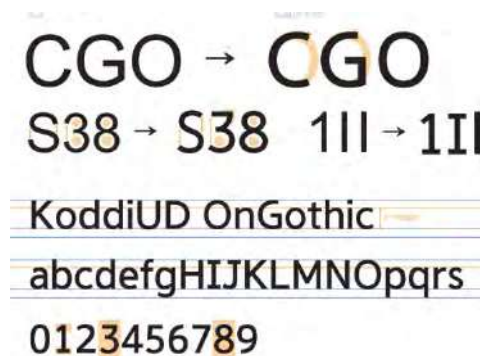


図6：英字の間違が多い字形の調整

6. 結論と展望

タイポグラフィは、ディスレクシアを抱える人々の読解力に重要な要素である。文字の形状、間隔、サイズ、色が視覚的認知に影響を与え、特にディスレクシアの方々には、弁別が難しい文字や視覚的エラーが生じやすく、読みづらさを引き起こすことがある。そのため、ハングルのタイポグラフィ制作基準を整備し、ディスレクシアの評価や教育現場での教材制作における活用基準の標準化が求められている。

6.1. タイポグラフィとディスレクシア患者の読解力の関係

ディスレクシアのある人々にとっては、適切なフォントやレイアウトが読解力を向上させる可能性がある。特定のフォントや文字サイズ、行間の調整が、ディスレクシア患者の読みやすさに寄与することが示されている。このように、タイポグラフィの工夫は、ディスレクシア患者の読解力を支援する重要な要素である。

6.2. タイポグラフィ最適化における弁別性の方策

ディスレクシアの字母の弁別性を高めるためには、似た形の文字を区別しやすくするためにストロークを強調することが必要である。字間や行間の調整は、文字間隔を広げ、行間を最適化して視覚的な負担を軽減する。色のコントラストを活用することで、背景色と文字色の組み合わせを調整し、視覚的疲労を最小限に抑えることができる。デジタル環境では、電子書籍やウェブサイトでディスレクシアに優しいフォントを使用することで、オンラインアクセスを改善することが可能である。タイポグラフィの微細な調整のための最適化の方策は、ディスレクシアの治療や学習過程において重要な役割を果たすことになる。

6.3. ディスレクシアの検査のチェックリストに関する配慮

ディスレクシア検査のチェックリスト作成時には、専門書体の選択後に文の構造とレイアウトの重要性を強調したい。検査用紙内では、文を明確に区分し、各文を容易に識別できるようにする必要がある。段落間には十分な余白を設け、読者が文字に集中できる環境を整えることが重要だ。また、文が長くなりすぎないように調整することも効果的で、読者は視覚的に文の終わりを把握しやすくなる。文字の骨格は、既存のゴシック書体と比較して、初声の頂点や中声の横の枝、終声を強調し、弁別性を高めるように設計されることが望ましい。これにより、質的検査や評価が治療用教材に対応する際にも一貫性を保てる。

6.4. タイプフェイス及びタイポグラフィデザインの標準化

ディスレクシアの検査と治療は、音韻認識訓練、フォニックス教育、解読訓練、流暢さ向上、スペル訓練の順で行われる。効果的な書体デザインは、構造的な識別性を高め、視覚的エラーを最小限に抑える。現在のディスレクシア用英語書体の長所と短所を分析し、患者の視覚的特性や認知能力に基づくカスタマイの必要性が強調される。専門家（言語療法士、特別支援教育教師、タイプフェイスデザイナー）との協力を通じて、ディスレクシア患者に対する書体デザインや検査紙、治療過程は相互に補完し合うべきである。この過程で、カスタマイズされたタイプフェイスとタイポグラフィの標準化により、正確な測定が可能となる。

最後にハングルのタイプフェイスデザインは、個々の患者に最適化されて読みやすいカスタマイズ環境を提供し、ディスレクシア検査紙、治療方法、評価などに寄与する。今後の研究として、タイポグラフィと音韻認識訓練の直接的な関連性や、ハングルのタイポグラフィに対するディスレクシア患者の検査と治療反応に関する研究に進展することを期待している。

参考文献

- 1) 劉賢国(2019)『ハングル活字の銀河系』、ユンデザイングループ、64-84.
- 2) Hyungkuk Ryu (2016) 'Design and Development Trends for Universal Design Fonts in Japan : Focusing on the font manufacturer, Iwata Corporation', Korean Society of Design Science; vol.28, no.1, 53-69.
- 3) 劉賢国(2015)『ハングル活字の誕生』、ユンデザイングループ、436-458.
- 4) キム・エファ (2006)「学習障害学生のための介入研究に関する文献分析」、「特別支援教育ジャーナル：理論と実践」7 (2)、265-299.
- 5) イ・ホンジェ、キム・ミラ、ナム・ギチュン (1998)「難読症の理解：難読症の分類と評価」、「韓国心理学会誌」、1-24.
- 6) イ・ギョンスク (1996)「無視難読症における横読みと縦読みの比較」、延世言語治療教育課程、15-21.
- 7) イ・オクギョン (1995)「認知発達と文字及び言語タイプの観点から見た難読症」、『韓国心理学会誌』、80-94.